

『神祇秘鈔』註解（三）

—卷下・第一七条～第二三条—

中世神祇信仰研究会

解題

『神祇秘鈔』註解の第三回、卷下の訓読と註解である。『神祇秘鈔』は今回で一応完結とする。

卷下は、神道与密教一致事／大神宮宰両部事／神以水火示不二事／天照神与大日本迹事／大神宮仕狐狼事／大師与天照神一体事、の全六条からなる。卷下の中心は、分量的にも内容的にも第一七条の「神道与密教一致事」であろう。そこで、第一七条を中心に、卷下の内容について、簡単にまとめておきたい。

第一七条は、最初の問い合わせ、「吾が神等の劫初の振舞と密教の事相と一致の義、之在りと云々」とあるように、「神の振舞い」すなわち神話と密教の事相の一致を説くものである。具体的には、密教儀礼を神話的解釈によつて読み替えてゆくのであるが、それは同時に、逆に神話を密教儀礼によつて意義づけることともな

る。密教儀礼による神話世界の再構築という意味では、これもいわゆる「中世神話」のひとつバリアントと見なすことができよう。この条の中心は、護摩壇の結構や護摩の作法についての教理的解釈を、ひとつひとつ神話の神々に置き換えてゆくところにある。そうすることによって、護摩壇の上には、天照大神を中心とする神々の世界が現出する。荒御前の神々によつて厳しく結界された空間に、天の巖戸（鉄塔）から天照大神が姿を現すのである。それは一方で、本書を通して繰り返し強調される、天照大神は法性神であつて自受法樂しているがために、念誦読經等の法樂を受けないということと表裏一体であると思われる。天照大神は、無名無体にして本地を持たぬ本覚神・法性神であるがゆえに、他の神のように神樂や神前読經などといった、殊更に神を悦ばそうとしたり神身離脱を促したりするための法樂を受け付けない。天照大神は、本迹関係を介さずに大日と一体異名であるがゆえに、護摩等の儀礼を修することがそのまま天照大神への絶対的帰依なのである。このように実際に護摩を修する場があつて、そこに天照大神を觀念するような状況というもの想像したとき、やはり本書の成立には伊勢神宮周辺の密教寺院が関係していると考えるのが、適当ではないだろうか。

卷下において大きなウエイトを占めるもうひとつのテーマが、第二一条の「大神宮仕狐狼事」で取りあげる「子良」の問題である。すでに卷中の第一三・一四条でも議論されていたように、天照大神が法樂を受けないと神であるとすれば、他の社のような巫女は必要ないはずであり、神宮に「子良」と称する童女が存在することが問題となる。そこで、子良の意義を解釈するに、子良を狐狼と読みかえて、ダキニ天と結びつけ、それを宝珠を介して弁才天と結びつける。そして、弁才天は法華經所説の八歳の龍女へと結びつき、さらに

は文殊へと繋がってゆく。宝珠をひとつのかぎとなるモチーフとしながら、天照大神と弁才天と宝珠を、まるでキリスト教の三位一体説のように一体化させてゆく。このあたりのアクロバティックな論理操作は非常に魅力的であるが、とてもひと言では説明できない内容なので、ぜひ原文をお読みいただきたい。神宮の子良は、従来より即位灌頂の秘儀を巡る言説の媒介として、山本ひろ子氏によつて取りあげられてきたが、ここでは直接には即位灌頂のような王権神話とは結びつかない、教理的展開として、注目してよいように思われる。

さて最後に、本書の構成について、少し説明しておきたい。底本である真福寺本において、序の後に付された目録の箇条の順が、本文の章立ての順とは異なることは、すでに阿部泰郎氏の解題でも指摘されたとおりである。前回の解題でも予告したが、実は、ほぼこの目録どおりの章立てを持つ伝本が存在する。本稿で校訂に用いた菊亭家本（京都大学附属図書館蔵）は、7大神宮秘所事と8神号分別事が入れ替わっていることを除いて、この目録どおりの順に配列されている。また、狩野文庫本（東北大学附属図書館蔵）は、上巻のみの零本であるが、これと同じ配列である。さらに前回の解題で触れた高野山三宝院文庫（宝寿院旧蔵）本（高野山大学図書館蔵）も、下巻のみの零本であるが、やはりこれと同じ構成をしている。（後掲の対照表を参照のこと）このことから、真福寺本の目録どおりの配列を持つ系統の伝本が存在することは、間違いないだろう。となると当然、どちらの系統がより原態に近いのか、ということが問題となる。結論から言えば、残念ながら現時点ではわからないとしか言えない。前後の条との内容の関連性、用語の共通性等々、検討を加えてはみたが、どちらか一方が原態であると判断するに足る明確な証拠を見出すことはできなかつた。

ただ、ごく普通に考えた場合、序が書かれた時点では目録の順の構成であつたが、その後本文の中で条の配列の入れ替えが起きたと推測する方が自然であろうか、とするにとどめておく。こうした配列の移動が起きるのは、阿部氏も指摘するとおり、本書が基本的に口決の筆録集成であるからであろう。しかし、研究会で足かけ五年にわたって全巻を通読してみて思うことは、箇々の条目の内容はバリエーションに富んでいるもの、決して知識の寄せ集めといった感じではなく、意外と統一感が保たれているということである。条と条の間には微妙なリンクが張られており、同じような問題に言及しながらも重複は意外に少ない。こうしたことから考えて、本書は序にも書かれているとおり、明確な問題意識を持つて、師の口決を筆録・整理し、三巻の書として編集したものと考えてよいだろう。

(門屋)

			真福寺本・蓬左文庫本他 諸伝本
1	天地立相并神道等事	2 神名体事	菊亭家本・狩野文庫本・宝寿院旧蔵本
3	神来降事	4 就神体其義繁多事	1 天地立相并神道等事
5	地神第一尊欲界天主元初事	5 地神第一尊欲界天主元初事	2 神名体事
			3 神来降事
			4 就神体其義繁多事

7	大神宮秘所事
8	神号分別事
9	神所変事
10	神之天上天下事（以上上卷）
11	日本神生国事
12	神仏本迹事
13	依神明法染顯善惡二辺事
14	大神宮忌僧尼等事
15	大神宮求聞持相応事
16	神者為不生理又三千界主事（以上中卷）
17	神道与密教一致事
18	大神宮宰両部事
19	神以水火示不二事
20	天照神与大日本迹事
21	大神宮仕狐狼事
22	大師与天照神一体事（以上下卷）
7	大神宮秘所事
8	神号分別事
9	神所変事
10	神仏本迹事（以上上卷）
11	日本神生国事
12	神仏本迹事
13	依神明法染顯善惡二辺事
14	大神宮忌僧尼等事
15	大神宮求聞持相応事
16	神者為不生理又三千界主事（以上中卷）
17	神道与密教一致事
18	大神宮宰両部事
19	神以水火示不二事
20	天照神与大日本迹事
21	大神宮仕狐狼事
22	大師与天照神一体事（以上下卷）

【凡例】

一、本稿は『神祇秘鈔』巻下（第一七条～第二二条）の訓読・註解である。

一、底本には（真福寺善本叢刊7）『中世日本紀集』（臨川書店 一九九九年）に収録された真福寺宝生院蔵の影印本を使用した。また【本文】の作成に際し、同書所収の翻刻を参考にした。

一、読解に当たっては、蓬左文庫本、吉田文庫（享保十三年写）本、菊亭家本、清家文庫本、宝菩提院（宝永元年写）本を参照した。但し本稿は内容を理解することを第一とし、校訂本文（定本）を作成することを目的としたものではないので、内容上明らかに訂正した方がよいと思われるものののみ校異をとり、基本的には底本の記述に随った。

一、【本文】において底本に付けられているルビ・送り仮名・返り点は原則として省略に随った。但し本文化している送り仮名は一部（給、玉、御など）を載せ、他については【訓読・訛文】において補説した。詳しくは影印本を参照されたい。

一、字体は一部を除き通行の字体に改めた。

一、割注は〔 〕により示した。

一、読解の便宜上、私意により改行・句読点を施した。また各条の初めに条番号を付した。

一、【訓読・訛文】は底本及び諸本のルビ・送り仮名などを参照したが、必ずしもそれにしたがつていない箇所もある。

一、【註】で使用したテキスト・参考文献等は最後に一括して掲載した。（但し大正蔵については便を考え当該箇所に頁数を示し、後には掲載していない。）

一、本稿は早稲田大学大学院文学研究科東洋哲学専攻の院生を中心とした研究会（中世神祇信仰研究会）における輪読の成果である。参加メンバーは以下の通り。河合勝美・清水則夫・鈴木英之・原克昭・林東洋・平沢卓也・白勝娟・森瑞枝・林山まゆり・渡辺麻里子・門屋温。原稿は輪読の担当者が作成し、それを全員で検討した後、最終的に門屋がまとめた。

〔第一七条①〕

〔本文〕

神道与密教一致事

問。吾神等劫初振舞与密教事相一致義、在之云々。其義如何。

答。爾也。以即事而真之談、可解之。依之、吾神、於坐天上、先素蓋尊下天^始、諸荒振神退、正神奉請覽^{王儀}式、彼密教事相全同也。彼素蓋雄尊、下天至出雲國給、或谷有一大蛇〔口伝〕。八頭一尾也。彼蛇者、今鎮壇義也。八頭胎^(日)八葉八仏、一尾金一印会也〔印明口伝〕。日本記云、八頭吐氣為雲云々。是則、八葉之蓋也。尾有一針云々〔口伝〕。是又智劍也、又寶劍也云々〔口伝〕。

重問云、神之御鎮坐、即密教修行鎮壇一致義、如何。

答。神鎮坐之儀、即密壇建立全同也。密教之習、以地水火等五大、為如來三摩耶智身。所謂法界塔婆^(二)是也。神所居給巖戶者、阿字法然之理体、塔婆者、本不生如意珠、^{タガ}字之所作也。爰以、談神祇秘密之不二也。

問。今義、阿鑊一体云々。爾者、兩部而二之面、種子各別也。其義如何。

答。阿字者地大、即巖戶也。鑊字者、法性神体也。彼二字和合之位、出生万法云々。暫二字而二之前、神与巖戶各別、又鐵塔与如來能所也。就之、有神之隱顯、有塔之開閉。談實義者、能所一体、鐵塔即大日、大日則巖戶、巖戶即天照大神也。離隱顯開閉、常照無余界之間、云天照、云大日也。兩部者、暫理智相待之義故、不二之位即本来不生大日也〔口伝〕。此一段宗大事也。

〔校異〕（イ）全—金^{全錄}（底本）／吉田・清家・蓬左・宝菩提・菊亭家にて改む

〔口〕八葉八仏—八葉^仏（底本）／蓬左・宝

菩提・菊亭家にて改む　（八）印明口伝—ナシ（底本）／蓬左・宝菩提・菊亭家にて改む　（二）是—故（底本）／蓬左・宝菩提・菊亭家にて改む

【訓読・釈文】

神道と密教と一致の事（一）

問ふ。吾が神等の劫初の振舞と密教の事相と一致の義、之在りと云々。其の義如何。

答ふ。爾かなり。即事而真の談を以て、之を解くべし。之に依り、吾が神、天上に坐すに、先に素盞尊を下天させ給ひて（2）、諸々の荒振神を退け、正神（3）を請じ奉つらんとしたまひし儀式、彼の密教の事相と全同なり。彼の素盞雄尊、下天して出雲の国に至り給ふに、或る谷に一の大蛇有り「口伝」。八頭一尾なり。彼の蛇は、今鎮壇（4）の義なり。八頭は胎の八葉の八仏、一尾は金の一印会なり（5）「印明口伝」。日本記に云く（6）、八頭より氣を吐き雲と為ると云々。是則ち、八葉の蓋（7）なり。尾に一針（8）有りと云々「口伝」。是又智劍なり、又宝劍なり（9）と云々「口伝」。

重ねて問ひて云く、神の御鎮坐は、即ち密教修行の鎮壇と一致の義、如何。

答ふ。神鎮坐の儀は、即ち密壇建立と全同なり。密教の習は、地水火等の五大を以て、如來の三摩耶智身（10）と為す。所謂法界塔婆是なり。神の居し給ふ所の巖戸は、阿字法然の理体（11）、塔婆は、本不生の如意珠、モ字の所作なり。爰を以て、神祇・秘密の不二を談ずるなり。

問ふ。今の義は、阿鑊一体と云々。爾れば、両部而二の面には、種子各別なり。其の義如何。

答ふ。阿字は地大、即ち巖戸なり。鑊字は、法性神の体なり。彼の二字和合の位に、万法を出生すと云々。暫く二字而二の前には、神と巖戸と各別にして、又鉄塔と如来と能所なり（12）。之に就き、神の隠顯有り、塔の開閉有り。実義を談せば、能所一体にして、鉄塔即大日、大日則巖戸、巖戸即天照大神なり。隠顯・開閉を離れ、常に無余界を照らすの間、天照と云ひ、大日と云ふなり。両部は、暫く理智相ひ待つの義なるが故に、不二の位は即ち本来不生の大日なり〔口伝〕。此の一段は宗の大事なり。

【註】

(1) 神道と密教と一致の事　序文の目録表題では「神道与密教一致事「付四神事」」とする。本条は、「此の一段は宗の大事なり」とあるように、『神祇秘鈔』中もつとも多くの紙数を割いて、神道と密教が同一であることを縷説しており、本書の主張が集約された条といつてよい。なお、伊勢神宮に関する諸説を類聚した『神宮方[#]神仏一致抄』には、「神祇部」として本条が引かれているが、この一段が中世神道説の中で重視されていた消息を窺わせて興味深い。

(2) 先に素盞尊を下天させ給ひて　記紀神話では、スサノオは乱暴な振る舞いによつて高天原を追放され、出雲に降ってきたことになつてゐる。しかし本条においては、天上の神を迎える為に荒振神を退治する名目で地上に遣わされたことになつており、下天の意味が大きく異なつてゐることは注意を要する。これは第五条の「次に四男を生み見るに、無双の兵なり。是れ荒振神に対し、然るべとして日本秋津嶋に降し奉る。則ち出雲大社是なり。此の神日本を静め平らげしめ、天上の神を請じ奉らんと欲す」という記述とも共通す

る。もつとも第五条では、続けて「漸く私曲を起して、彼の神、様々なる悪しき振舞共ありしかば…」と、結局悪しき振舞をしたといい、また第一条でも神を三種に分けたうちの第三の冥神の説明として、「劫初より下天せし諸々の荒振神」は「出雲大社等の神是なり」とあるように、荒振神という属性は変わつていな
い。

(3) 正神 未詳。荒振神に代わつて地上を支配する正統な神の意か。第五条でも、スサノオが「天上の神を請じ奉らんと欲す」とみえるが、いずれの神を指すかは明記されていない。これについて、第一二条③には「天照大神は本覚の正神」とあるので、一見すると天照大神を指しているようにも思われる。しかし第六条で、天照が天降つたとする説に対し反論がなされているように、本書では天照降臨説を探らないのであるから、やはりここでいう正神とは、記紀神話と同様、天孫瓊瓈杵尊を指すとみるのが妥当な見解であろう。

(4) 鎮壇 堂塔や伽藍などを建立するに際して、床板を打ち付ける前に地天等を本尊とし、壇に穴を掘つて輪檄等を埋め土壇を鎮めること。作法は、諸流によつてかなりの違いがある。『覺禪抄』「地鎮・鎮壇」には「鎮壇ハ築レ壇ヲ建堂之後ニ修レ之。師伝云、地鎮鎮壇修ニ前後兩度ニ儀有レ之。所謂地鎮ハ埋ニ瓶及玉ヲ、不レ用ニ輪檄ヲ。鎮壇時ニ埋ニ輪檄ヲ、不レ用ニ瓶玉等ヲ也。地鎮時埋故也。前ニ修ニル地鎮ヲ、是安鎮義也。粥ハ地鎮鎮壇共ニ用レ之」とみえる。本条では、スサノオが下天して荒ぶる神を退治し、正神を迎える準備をしたことを、道場を整えて本尊を迎える密教の儀式と重ね合わせることによって、神道と密教が同一であるとの根拠とする。鎮壇については、森郁夫「古代の地鎮・鎮壇」、木下密運「中世の地鎮・鎮壇」等参照。また

具体的な作法については、上田靈城『真言密教事相概説—諸尊法・灌頂部—「下」』「諸鎮」に詳しい。

(5) 八頭は胎の八葉の八仏、一尾は金の一印会　　ヤマタノオロチの八つの頭を胎蔵界曼荼羅の中台八葉院の諸尊に、一尾を金剛界曼荼羅の一印会に配当し、大蛇退治と密教の修法を重ねあわせて両者の同一なることを明かす。なお記紀ではヤマタノオロチは頭だけではなく尾も八つに分かれていると記しているが、本条では「八頭一尾」とする。(但し吉田本・清家本では「八尾」となっている。)

(6) 日本記云　『日本書紀』にはこの通りの記述はみられないが、神代上・第八段本文の割注に、「草薙劍、此云ニ俱娑那伎能都留伎」。一書云、本名天叢雲劍。蓋大蛇所居之上、常有ニ雲氣。故以名歟」と、草薙劍のもの名を天叢雲劍というのは、大蛇がいる上に常に雲氣があるのでそう名づけたのではないか、という記述があるので、おそらくこれに基づいた説であると思われる。なお中世では、『古今和歌集頃阿序注』に「此つるぎの上に八色の雲つねにかかりけり。仍て、此剣を、あまのむらくもの剣と名付たり」とあるように、大蛇ではなく剣の上に常に雲があるという解釈も存した。

(7) 八葉の蓋　仏像の莊嚴具としてその頭上に掛けられる天蓋のうち、八葉の形をした華形天蓋のこと。これを八雲と関連させる説は、中世の歌学書等に見える。例えば、『古今和歌集序注』第四では、「問云、素蓋烏尊、出雲国に造営し給ひし時、八色の雲たつ事は、いかなるゆへそや」という問い合わせに対する答えとして、「八色の雲の立て四壁のことくなりし事は、ゆへある事にや。まつ、居給へる仏のうへにては、天蓋とて八葉の蓮花、下へむけて開覆へり」とい、更に法談の時の僧の上にある人天蓋などの例を挙げた後、「いへ」をもつておもふに、この八雲のたつも、如レ此の心なるへし」と述べている。この部分は『日本書

紀』神代上・第八段本文所載の、スサノオが「や雲たつ出雲八重垣妻ごめに八重垣作るその八重垣ゑ」と詠んだ歌を注釈している所であるが、仏教的な解釈によつて八雲が八葉蓮花の天蓋に擬えられている。本条においても、修法の道場をヤマタノオロチ退治の場と重ね合わせることによつて、同様の見立てが行われているといえよう。

(8) 一針 おそらく書写の段階で「一劍」を写し間違つたのではないかと思われるが、中世には宝剣を針とする見解もあり、そうした説が意識されていた可能性も考えられる。例えば、慈遍の『旧事本紀玄義』卷九では、三種神器と十種神宝の開合について論じる中、宝剣についてはこれを八握剣とした上で、「素盞烏尊趣ニ根國ニ時、於ニ出雲國ニ所レ令ニ感得」、即在ニ蛇尾、其崎自劍、及蛇比礼「水德陰靈」、蜂針「火德陽靈」、皆共靈劍之所レ変也」というように、十種神宝の蛇の比礼や蜂の針がその変じたものであると論じている。比礼が何を指すのかは諸説あるが、慈遍は針のように先の尖つたものと見ていたようである。また、神宝についての秘説をまとめた『神宝図形神秘书』にも、同じく「蛇比礼・蜂比礼・品物比礼者、鳥獸昆虫所レ帶之毒氣金刃、可レ謂ニ八握剣分体者也」とあって、短剣のような針の図が付載されている。これらの説については、門屋温「『神器・神宝』考—神道図像学の試み—」参照。

(9) 是又智劍なり、又宝劍なり ここでは「口伝」とするのみで、具体的な内容は記されていないが、中世ではこの剣について様々な解釈がなされており、そうした〈日本紀註釈〉との関連が注目される。例えば『熟田宮秘釈見聞』では「抑此八頭八尾大蛇云者、熊野権現化身也。八頭人識也。十六目十六大菩薩智慧之眼也。八尾八大童子也。劍者本寂光城坐五智中台法界體性智劍也」とあり、良遍『日本書紀第一聞書』で

も「ハノ首ハ八迷ノ煩惱也。尾ノ一ノ劍ハ八迷能断ノ智也。能所ノ相対一致ナラハ、智モハアルヘケレト、ハ迷ヲ押テハ不ト遺レハ、ハノ物柄ハ即不ノナル故ニ、一種ノ劍ニ類スル也」とするなど、劍に仏教的な「智」としての意味が付与されている。また一方で、延慶本『平家物語』第六本に、「或儒士ノ申ケルハ、昔出雲国ニシテ、素戔烏尊ニ被切奉タリシ大蛇、靈劍ヲ取返テ海底ニ入ニケリトゾ申ケル」とあるように、平家の滅亡と神器の水没をめぐる言説の中、大蛇が安徳天皇となつてこの劍を取り返しに来たとする宝劍伝承も存した。これらについては、阿部泰郎「日本紀と説話」、内田康「「劍卷」をめぐって」等参照のこと。

(10) 三昧耶智身 諸尊の内証の徳の標幟である、器や杖などの持ち物や印契を三昧耶形といい、これを図示したものが金剛界曼荼羅の三昧耶会や降三世三昧耶会で、そうした三昧耶曼荼羅を仏身として見たのが三昧耶身である。大日如来は『略出念誦經』卷三に「次説三画レ印法。於三鑊輪壇中三画三蓮華台、座上置三窣堵波。此名三金剛界自在印』(大正一八・一四〇b)とあるように、卒塔婆形で表される。

(11) 巖戸は阿字法然の理体 阿字が地大であり、故に巖戸に当てられることは第五条・注(17)参照。

(12) 神と巖戸と各別にして、又た鉄塔と如来と能所なり ここで鉄塔が出てくるのは、卷上第五条などで既に展開されている巖戸—鉄塔同体説を前提としているからである。→第五条・注(18)参照。

【解説】

第一七条①では、神道と密教が同一であることを証する為、神話における神々の振舞と密教の事相が一致

する事を明かしていく。先ず最初に、スサノオが正神を迎える為に大蛇を退治することは、堂舎を建て、本尊を迎える前に行われる鎮壇法の義と同じであり、大蛇の八つ頭は胎藏界曼荼羅の中台八葉院、一尾は金剛界曼荼羅の一印会、吐き出した雲は八葉の天蓋であるという具合に、道場の莊嚴に擬えて説明される。次いで、（大日）如來の三摩耶智身—法界塔婆は鑓字の所作、神（天照大神）の所居である巖戸は阿字の理体であるから、神祇と密教は阿鑓一体にして不二であるとする。そして続く問答で、阿鑓の二字について仮にこれを而二とみるならば、神・如來とその所居である巖戸・鉄塔は各別であり能所の関係になるが、眞実の義をいうならば、それらは無差別であつて「鉄塔即大日、大日則巖戸、巖戸即天照大神」なのである、と改めて両者の不二なることを強調している。

（平沢）

〔第一七条②〕

〔本文〕

問。爾者、指鎮壇等乃至器界草木、云能所一体之仏身、義如何。

答。是又、事相之口決也。暫付護摩壇、可配尺之。先、阿字方形、鎮壇也。中央円爐者「息災」、水大也。底有八輻輪、摧破衆生之業障、顯万德円満之形水輪中。投煩惱之薪、以智火燒之故、八分肉團開、成八葉之蓮。呂縁画蓮葉、此意歟。呂中火者、心王智火。煙者、風輪、大日之命息也。諸煩惱燒尽、空大也。以此五大、為大日三摩耶智身。又者、為本尊也。一壇^(一)五大、於鎮坐五行神、具可合意得。凡、神之五行、開巖戸以

來、天上天下振舞、余處委載之。

次、密壇四方(一)、以教意案之、降三世等四金剛、於鎮坐者、四神也。所謂、鹿嶋・熱田・住吉・諏防云々。四神起立四方、防四夷敵義也。前二本鳥居者、金剛力士二天 即、天手力雄・地手力雄、二神也。社壇等同前也。二枝散杖者、天二上尊、自天上持下給杖也。此神、以彼杖打四至境等、奉請降吾神云々是又、善惡而二結界灑淨云々。今、外宮閔寺前所安置之不增不減水者、此神体也。故、擬彼杖受神之化用德水、灑一切衆生煩惱之体、速業障消滅、悉地円滿也。又、結界義彼神持下桑杖也。以之、退荒振神、以此杖、打日本四至境云々。故、此國云扶桑國。此木、又神体也。則、馬鳴菩薩是也。此菩薩發悲願、變羅睺覆溫衆生。是則、傘蓋仏頂云々。皆以、此桑之功哉。

【校異】

(イ) 五大—五大義 (底本) / 吉田・蓬左・菊亭・清家・宝菩提にて改む

(ロ) 撥—撥 (底本) / 吉田・蓬左・

清家にて改む (ハ) 諫防—詢防 (底本) / 吉田・清家にて改む (ニ) 二神—二々神 (底本) / 蓬左・宝菩提

にて改む (ホ) 安置—安並 (底本) / 吉田・蓬左・菊亭・清家にて改む (ハ) 羅睺—羅眼 (底本) / 吉田・

蓬左・菊亭・清家・宝菩提にて改む

【訓読・釈文】

問ふ。爾らば、鎮壇等乃至器界草木 (1) を指して、能所一体の仏身と云ふ、義は如何。

答ふ。是又、事相の口決なり。暫く護摩壇に付きて、之を配尺すべし (2)。

先づ、阿字方形は鎮壇なり (3)。中央の円爐は「息災」、水大なり (4)。底に八輻輪有り (5)。衆生の業

障を摧破し、万徳円満の形を顯はす、水輪中に煩惱の薪を投げ、智火を以て之を焼くが故に、八分の肉団開きて、八葉の蓮と成る（6）。爐縁に蓮葉を画くは、此の意か（7）。爐中の火は、心王の智火。煙は風輪、大日の命息なり。諸の煩惱を焼尽すれば、空大なり。此の五大を以て、大日の三摩耶智身と為す。又は、本尊と為すなり。一壇の五大、鎮坐に於いては五行神なり（8）、具に意得合わすべし。凡そ、神の五行は、嚴戸を開きて以来（9）、天上天下の振舞、余処に委しく之を載す。

次、密壇の四方の概（10）、教意を以て之を案すれば、降三世等の四金剛、鎮坐に於いては四神なり。所謂、鹿嶋・熱田・住吉・諏訪（11）と云々。四神四方に起立し、四夷敵を防ぐ義なり。前の二本の鳥居は、金剛力士の二天、即ち、天手力雄・地手力雄（12）、二神なり。社壇等同前なり。二枝の散杖は、天二上尊（13）、天上より持下り給ふ杖なり。此神、彼の杖を以て四至の境等を打ち、吾が神を請じ降し奉ると云々。是又、善惡而二の結界灑淨なりと云々。今、外宮の閨寺（14）の前に安置せる所の不増不減の水は、此神体なり。故に、彼の杖を擬して神の化用の徳水を受けて、一切衆生の煩惱の体に灑げば、速かに業障消滅し、悉地円満なり。又、結界の義は彼神持下る桑の杖なり。之を以て、荒振神を退く。此の杖を以て、日本四至の境を打つと云々。故に、此国を扶桑国（15）と云ふ。此の木、又神体なり。則ち、馬鳴菩薩（16）是なり。此の菩薩悲願を發し、羅睺に変じ衆生を覆ひ温む（17）。是則ち、傘蓋仏頂（18）と云々。皆以て、此の桑の功なるかな。

【註】

(1) 鎮壇等乃至器界草木　鎮壇については、前出第一七条①・註(4) 参照。「器界」は「器世界」に同じ。衆生の住むこの世界のことをいう。草木国土すなわち器世界があるので、「器界草木」というか。ここでは道場觀において最初に本尊の住する器世界を觀想する「器界觀」が念頭にあるものと思われる。「器界觀」の具体的内容については經軌により一定しないが、三輪建立あるいは五輪建立が一般的。例えば「三宝院流の金界法においては、空風火水地の五輪を順に觀するとされる。本条の記述も、護摩壇において五輪を順に觀想する内容となつてゐる。

(2) 護摩壇に付きて、之を配尺すべし　以下、護摩壇において諸尊および諸神を配当してゆく。まず護摩炉を地水火風空の五大と観じ、次に四方の概を四大明王、鳥居を金剛力士、散杖を馬鳴菩薩と順に觀じ、それぞれを神に當てる。詳細は、以下の註および解説を参照。

(3) 阿字方形は鎮壇なり　方形は護摩壇の形を指し、また地大を表す。諸本いづれも「地大」とは記さないが、続く「円炉＝水大」以下、水・火・風・空に配当されていることから、これを「地大」にあててみると見るべきであろう。壇は元來、土を以て築くもので、その形状も修する法によつて異なるものとされるが、木製の壇の場合は方形である場合がほとんどである。果宝『護摩秘要抄』卷三には「方形地大形。四種法雖レ殊、壇地必可ニ方形ニ故也。案ニ疏釈意」、四種法皆於ニ「本不生上」開レ之。方形即是本不生形也」とあつて、方形は地大であるので、壇は必ず方形であるべきだという意のことと述べる。

(4) 中央の円爐は「息災」、水大なり　護摩壇中央の火炉の形は、本来修する法によつて異なるものとされ、その形状や寸法は經軌によつて異なる。例えは代表的な四種壇（息災・増益・調伏・敬愛）では、円

形（息災炉）・方形（増益炉）・三角形（調伏炉）・八葉蓮華形（敬愛炉）などに作る。したがつて、ここで「息災」という割注があるのは、円炉が息災炉の形状であることを注記したものと思われる。

(5) 底に八幅輪有り　火炉の底には三昧耶形を描く（あるいは泥にて作る）ことになつており、息災炉では八幅の円輪形を、増益炉には三鉢形、調伏炉には独鉢形、敬愛炉には蓮華形などを描くとされる。ここでは、前述のように円形の炉を息災炉にあててるので、「八幅輪あり」とし、火炉の底に法輪を描くのは、衆生の業障を摧破するためだと述べている。

(6) 八分の肉団開きて、八葉の蓮と成る　肉団とは肉団心すなわち心臓のこと。凡夫の肉団心は合蓮華の形をしていて、開けば八葉の蓮華形となる。人間の心臓を蓮華に喩えることは、『大日經疏』卷四に「凡人汗栗駄心状、猶如「蓮花含而未_レ敷之像」。有「筋脈」、約_レ之以成「八分」。男子上向、女人下向。先觀_ニ此蓮_ニ令_ニ其開敷」、為_ニ八葉白蓮花座』（大正三九・六二三-a）と見える。また安然『菩提心義抄』には「一切衆生胸間肉団其形八分。男仰女伏。其色丹赤。是五藏中之心藏也。真言行者觀_ニ此八分_ニ為_ニ八葉蓮_ニ」（大正七五・四五四-b）等と述べ、肉団を蓮華と見ることについて詳しい説がある。

(7) 爐縁に蓮葉を画くは、此の意か　火炉の縁の手前側の、ちようどライパンの柄のように延びた部分を炉柄といい、その先端の蓮葉形の部分には蘇油などを置く。この部分をその形から蓮葉台という。ここでは、八分の肉団が八葉の蓮華となるゆえ、蓮葉形に作ると説明している。

(8) 一壇の五大、鎮坐に於いては五行神なり　さきに「神の御鎮坐は、即ち密教修行の鎮壇と一致の義如何」という問い合わせがあったように、ここでは「鎮坐」とは、密教の鎮壇に対して、神の鎮座を指す。後出の

「降三世等の四金剛、鎮坐に於いては四神なり」も同様。護摩壇を地水火風空の五大に配当したうえで、さらに木火土金水の五行に結びつけ、それに五行神を配当する。五行神の具体については、次項および第一八条・註(3)を参照。

(9) 巖戸を開きて以来 「天照太神が天岩戸を開いて以来」ということであれば、五行神は、いわゆる地神五代に相当すると思われる。あるいは中世神道説では天地開闢をさす場合もあり、その場合は天神七代のうち第二代から第六代までの神々に相当するか。「余處に委しく之を載す」とするのは、第一八条の記述を指していると思われる。

(10) 密壇の四方の櫛 「櫛」は杭(クイ)のこととて、護摩壇の四隅に立てる柱をこう呼ぶ。四本の櫛と正面の鳥居に金剛線をめぐらせ、結界とする。ここでは四櫛を、五大明王のうち中央の不動明王を除く降三世(東)・軍荼利(南)・大威徳(西)・金剛薬叉(北)の四明王に当てている。

(11) 鹿嶋・熱田・住吉・諏訪 鹿嶋(東)・熱田(南)・住吉(西)・諏訪(北)で、日本の四方の守護神とするか。それぞれの神の詳細については後出第一七条⑤・⑥参照。前述のように、四金剛を、神の鎮坐においてはこの四神に配当する。

(12) 天手力雄・地手力雄 天照大神を天岩戸より引き出した天手力雄神を、金剛力士になぞらえて一対の神としたものらしい。たとえば『天地靈覚秘書』には、内宮正殿の「御戸神二柱」として「天手力男神・国手力男神」を挙げ、それぞれ不動明王・粟柄明王に配当している。

(13) 天二上尊 前出(第七条)。天牟羅雲命の別名とされる(『神祇譜伝図記』)。また『御鎮座伝

記』に「豊受御井神社 右御井者、天ニ上之命、理ニ治于虎珀之鉢、天降居」と見え、天牟羅雲命（天ニ上命）が皇孫の天降りに際して、「天忍石の長井の水」を持ち下つて、皇太神の御饌として献上したことを載せる。同様の話は、第七条にも見える。しかし、天ニ上尊が杖をもつて日本の四至を点定したという話の典拠は未詳。

(14) 外宮の関寺 前出（第七条）。『関寺』は世義寺のことと、現在は内宮と外宮の中程に位置するが、中世は外宮の宮域内にあつた。「忍穂井」（現在の上御井神社）のすぐそばにあつたようで、「御井の南、世木寺の前」（『古老口実伝』）、「忍石井とは伊勢の外宮関寺の前にあり」（良遍『日本書紀第一聞書』）などと、しばしば「御井」の位置を示す目印として用いられる。したがつて、ここにいう「不増不減の水」とは、忍穂井の水のことをさす。

(15) 扶桑国 扶桑は東海中の巨大な木の名。『山海經』『海外東經』には、「下有湯谷、湯谷上有扶桑、十日所浴在黑齒北、居水中、有大木、九日居下枝、一日居上枝」と見える。国名としては、『梁書』諸夷伝東夷条に「扶桑，在大漢國東萬餘里、地在中國之東、其土多扶桑木、故以為名」と見えるように、東海中の国を、扶桑の木を多く産するがゆえに、扶桑国と呼ぶ。本来、倭国とは別の国と思われるが、東海中の国ということで、日本と同一視することが多い。北畠親房は『神皇正統記』序論の、国号をめぐる議論の中で、「又扶桑と云名もあるか。東海の中に扶桑の木あり、日の出所なり、と見えたり。東にあれば、よそへていへるか。此国に彼木ありといふ事聞えねば、たしかなる名にはあらざるべし」と、日本を扶桑国と呼ぶことに疑義を呈している。本条では、天ニ上尊が持ち降つた桑の杖で日本四至の境を打

つたので「扶桑國」というのだとする。これは、散杖で護摩壇の四至を打つて結界する作法を、神話的に解釈したものであろう。

(16) 馬鳴菩薩　中国で作られた蚕神で、絹綿や衣服をつかさどる。実在のインドの馬鳴とは関係ない。その名は、早くは敦煌文書にも見える。その像容は『別尊雜記』等によれば、六臂または二臂で、白馬に跨り、手に秤と糸巻きを持つ。『麗氣記』「天地麗氣記」には「伊弉諾尊 胎藏界 俗体男形。馬鳴菩薩の如し。白馬に乗りて手に斤を持し、一切衆生の善惡、之を量る」とあって、伊弉諾尊が馬鳴菩薩の姿をしていると記し、同じく『麗氣記』「神体図」には、それに符合する白馬にまたがり手に秤を持つた馬鳴菩薩に似た図像を載せる。また神祇灌頂の際に掛けられる「岩戸本尊」と称する画像も、やはりこの馬鳴菩薩の像容をとる。

(17) 羅睺に変じて衆生を覆ひ温む　底本以外の諸本はすべて「羅睺」とするため改めたが、馬鳴菩薩が羅睺に変じて衆生を覆つたという説は不審で、あるいは何か錯誤があるのかもしれない。「温」は「あたたむ・つつむ」と読むか。『馬鳴菩薩大神力無比驗法念誦軌儀』には「時馬鳴菩薩前白レ仏言、欲レ説ニ我莊ニ嚴仏法、及為レ成二像末貧窮下賤裸形衆生有情衣服」（大正二〇・六七四〇）とあって、これが馬鳴菩薩が貧窮下賤の裸形の衆生に衣服を与えるために蚕となつたという養蚕起源譚に結びつけられている。淳祐『要尊道場觀』の馬鳴菩薩道場觀には「馬鳴菩薩／分形大千／化爲蠶蟲／口吐絲綿／巡千世界／普音在光／供養感應／福祖無邊」（大正七八・六一〇）という讀を載せる。本条もこうした説をふまえたものと思われる。

(18) 傘蓋仏頂　白傘蓋仏頂のこと。釈迦の眷属とされ、胎藏曼荼羅では釈迦院に描かれる。『神号麗氣

記』に「五行神／五智変作ノ神、地ノ五行也、／七星／五畿七道三界衆生ノ命魂、／九曜／衆生ノ命魂、赤傘蓋、／三十六禽／衆生ノ命魄、白傘蓋」とあるように、神道説では赤白一対の傘蓋があるとされる。同書の注釈である良遍『麗氣聞書』には、「赤白二体ノ傘蓋、口伝アル事也、凡傘蓋トハ胎内衣那是也」とあって、傘蓋を胎内の衣那と解釈している。おそらくは馬鳴菩薩が変じた蚕の繭、白い傘蓋、胎内の衣那のイメージが結びつけられているものと思われる。また、『神代卷秘決』宗廟品第四には「七星九曜神者、衆生命魂、赤傘蓋神也。三十六禽神者、衆生命魄、白傘蓋神也」とあつて、これらが「傘蓋神」と神格化しているのがわかる。

【解説】

第一七条②では、護摩壇において諸尊を観じ、それを日本の神に置き換えて、護摩壇の上に伊勢を中心とした世界を現出せしめようとする。まず最初は器界觀によつて護摩壇に五大を観じて、壇（地）・炉（水）・火（火）・煙（風）に配当し、護摩の火によつて煩惱が消滅するのを空とする。その上で、この五大が天照大神以下の地神五代の神にあたると説く。次に、護摩壇の四隅の四極を四金剛と観じ、それが日本に鎮坐の神では鹿嶋（東）・熱田（南）・住吉（西）・諏訪（北）という、伊勢を中心とした本朝守護の四神であるとする。また壇上の鳥居は左右の金剛力士であり、それは天岩戸の左右を守る天手力雄・地手力雄の二神であるとする。さらに、香水を注ぐ散杖は、天照大神に天忍穗井の水を献上した天二上尊の持ち降つた杖であり、散杖をもつて護摩壇に清浄結界をなすことは、この杖で日本の四至を点定して、荒振神スサノ

ヲを追放する義であるとする。さらにこの杖が桑の木で出来てゐるがゆえに、この国を「扶桑国」とい、桑の木を神体とするがゆえに、本尊は蚕神馬鳴菩薩であるとする。本条では、これら諸神を配当することによつて、護摩壇上に天照大神を中心とする神話世界を作り出そうとしている。これもまた、神話の中世的再構成のひとつといえるだろう。

(門屋)

〔第一七条③〕

【本文】

次、彼素盞烏尊、最初下天給、退諸荒振神、奉請正神之儀式、乃至、天巖戸開閉等事、以護摩一壇之作法表之。故、素盞烏尊火天也。天兒屋根命、燒庭火神樂給、開巖戸義、彼護摩部主段。燒煩惱、奉顕本覺尊表示之故、天兒屋根命、即部主也。又天照神、開巖戸御出現、即本尊段。行者不生、本初顯現也。庭火者、所謂大日智火、滅無明之表示也。心王大日出現之故、心數眷屬供本仏、三十七尊各々表一徳之振舞、諸尊段者哉。次、世天段者、同上諸尊段。但、神未出現之時、諸神達迷闇夜。於此時、於巖戸前諸神舞乙給。此位、則世天也。出現以後諸尊也。因果差異哉。

神供等時用幣事、諸神迷闇夜給之時、ハマユフト云白草持シルシトシテ、以之神各々暫カサシトシ又シルヘトセシ、今幣也。御注連者、今五色絲也。如來慈悲表義、善惡而二結界也。六種供具者、欲界六天供義、又以菩薩六度憐愍六道義也。大日如來之色法、神之欲界振舞也。自余支分、於表示一々在之。次、乳木者、燒

百八煩惱、成百八十尊之義。煩惱即菩提故、即事而真表之。芥子者、結界義歟。

〔校異〕（イ）即事而真—即事而（底本）／吉田・清家・宝菩提・菊亭にて改む　（ロ）結界義歟—結界義（底本）／蓬左・宝菩提・菊亭にて改む

【訓読・釈文】

次いで、彼の素盞烏尊、最初に下天し給ひ、諸の荒振神を退け、正神を請じ奉る儀式、乃至、天巖戸開閉等の事、護摩一壇の作法（1）を以て之を表す。故に、素盞烏尊は火天なり。天児屋根命、庭火を焼き神樂し給ひ、巖戸を開く義は、彼の護摩の部主段なり。煩惱を焼き、本覺尊を顕し奉る表示の故に、天児屋根命は即ち部主なり。又天照神、巖戸を開く御出現は、即ち本尊段。行者の不生、本初の顯現なり。庭火とは、謂ふ所の大日智火、無明を滅するの表示なり。心王大日出現の故に、心数の眷属本仏に供し、三十七尊各々一徳の振舞（2）を表すは、諸尊段なる者かな。次いで、世天段とは、上の諸尊段に同じ。但し、神未だ出現せざる時、諸神達闇夜に迷ふ。此の時に於いて、巖戸の前に於いて諸神舞ひ乙で給ふ。此の位は、則ち世天なり。出現以後は諸尊なり。因果の差異かな。

神供等の時に幣を用いる事（3）は、諸神闇夜に迷ひ給ひし時、ハマユフと云ふ白き草（4）を持ちてシルシ（5）として、之を以て神各々暫くカザシ（6）とし又シルベ（7）とせしは、今の幣なり。御注連とは、今のが五色絲（8）なり。如來慈悲の表義、善惡而二の結界なり。六種供具（9）とは、欲界六天供の義、又菩薩の六度を以て六道を憐愍する義なり。大日如來の色法とは、神の欲界の振舞なり。自余の支分（10）、表示に

於いて一々に之在り。次いで、乳木とは、百八煩惱を焼き、百八十尊と成す義（11）なり。煩惱即菩提なるが故に、即事而真に之を表す。芥子とは、結界の義か（12）。

【註】

（1）護摩一壇の作法

以下、スサノヲの荒振神退治より天照大神の天岩戸籠りにおよぶ神話を、五段護摩（火天段・部主段・本尊段・諸尊段・世天段）の作法にあてはめて解釈を施す。護摩壇の段数には諸説あるが、いざれも大日智火としての火天段より入壇する。道範『行法肝要鈔』卷下「凡、護摩段段事、言其實行一尺初火天一段ニ円備。而開ニ本尊具徳ニ為ニ五段ニ供レ之也。謂、初火天外護摩体故ニ為レ初。次部主段、其部總領主故。本尊段、行者所樂所帰本尊段、此本尊自性所成内眷屬故。世天段、此本尊應同利他等流身故」（大正七八・八九一-a）など参照。第五条では、天岩戸神話を南天鉄塔相承に見立てた解釈を展開したが、ここでは天岩戸神楽における庭火に擬して天岩戸神話ゆかりの諸神を五段護摩に適応させる。なお、天岩戸段を護摩段になぞらえた所説としては、『溪嵐拾葉集』卷六（大正七六・五一六c～五一七a）・卷四十九（同・六六四c～六六五a）・卷百八（同・八六五b～c）のほか、良遍『日本書紀卷第一聞書』「天石窟文…師傳云、我等一身ノ上ニテ、可レ考ス。日神トハ心法也。岩戸トハ依身也。本具徳相ヲ顕ハサル位ヲ云也。義可ニ思案」。凡ソ岩戸ニ納ト云事、一身ノ上ニ修行ヲ示ス故ニ、無明ノ雲、法性ノ満月ヲ隠スヲ岩戸納ト云也。然ルニ、修行ニ依テ心地ノ満月ヲ開クヲ岩戸開ト云也。伊勢護摩ノ大事ニ委細、可ニ師伝ス。当段、護摩段々ニ當レリ」、また良遍『神代卷私見聞』卷下では「一、以ニ神書密宗ノ護摩ニ習合事。示云、最初

ニ散杖ニハ、經津主香取・武甕槌鹿嶋尊ノ太刀ヲ抜テ逆様ニ立テ、其上ニ立給ヒシ姿也。四櫛ハ、諏訪北・住吉西・熱田東・鹿嶋南。是ハ此國ノ四大將也。糸ハ八洲ノ結界也。火天段ハ、ソサノ鳥尊ニ当ル。曜宿壇ハ、天兒屋根尊。本尊段ハ、岩戸開。諸尊段、天五部ノ大神。世天段ハ、八百万ノ神達也。二ノ標ハ、天手力雄・地手力雄」の「」とく、本条と似通つた解釈が提示されている。

(2) 三十七尊各々一徳の振舞 大日如來の自内証より三十七尊が開出する義は、第一四條②にも「内証の一徳より四智を開き、四智より三十七尊乃至百八智を開き、各々一徳の事業を以て、嬉鬱歌舞等を成し、本仏を供養す。之を以て、自受法樂と為す。此の義の故に、法性神は内証の惣徳に居し、諸の荒振神は諸尊の各々一徳を宰る」とある。

(3) 神供等の時に幣を用いる事 神前に捧げる幣帛をさし、仏教修法の神供にも用いる。『類聚名義抄』「幣音敝。ミテグラ。古贊」、『伊呂波字類抄』「幣 ミテクラ」、『名語記』「問、ハラヘスルニモチキル、ヌサ如何。答、ヌサハ麻ノ字ヲヨメル歟。万葉ナドニハ幣ヲヌサトツカヘリトキコユ。麻ハアサ也」、同「次、神祇ニタテマツル幣ヲミテグラトナヅク如何。コレハ米ヲウチマクハ食事ノ種子也。紙ヲタテマツルハ衣裳ノ因本也」、『日葡辞書』「Nusa. ヌサ。紙を切つて一本の木に付けたもので、ゼンチヨ(gentios異教徒)が神(Camis)の前で或る儀式を行なう際に用いるもの」。

(4) ハマユフと云ふ白き草 浜木綿(はまゆう)のこと。ヒガンバナ科の常緑多年草。夏に長い花茎を伸ばし、その先端に芳香を放つ白色六弁の花を十数個傘形に咲かせることから、白木綿ともいう。『名語記』「次、シラユフ如何。コレハ神ニタムクル幣帛ノシデヲナヅケタル歟。シラハ白キ義也。ユフハ木綿ト

カケリ。……シテノ義ニカナヘリ。但シテユフトハ各別ノ義ト申セル歟。神祇方ノ人申ベシ」。

(5) シルシ めじるしや標識。『日葡辞書』「Xiruxi. シルシ (標・印・驗)。物のしるし、あるいは表示」。

(6) カザシ 挿頭花すなわち頭髪や冠に指す花の枝。あるいは、舞人などが手に持つて舞う際に顔の前でかざすもの。『類聚名義抄』「頭華 カザシ」、『伊呂波字類抄』「挿頭花 カサシ」、『和名類聚抄』「挿頭花。楊氏漢語抄云『頭花』〔賀佐之。俗用『挿頭花』〕」。

(7) シルベ めじるしや標識。『類聚名義抄』「指南 シルベ」、『日葡辞書』「Xirube. シルベ (しるべ)。しるし、標識、なみ。Xirubeuo suru. (しるべをする)。導く」。

(8) 御注連とは、今の五色絲 天照大神を天岩戸より引き出した後に張りめぐらした縄を、護摩壇で用いる五色糸（青・黄・赤・白・黒）に見立てる。『日本書紀』神代上「時手力雄、則奉_ニ承天照大神之御手_ニ、引而奉出。於是、中臣神・忌部神、則界_ニ以端出之縄」〔縄、亦云、左縄端出。此云『斯梨俱梅儺波ニ』〕、『江談抄』「左縄足出〔志女砥与布（シメトヨブ）〕」、『伊呂波字類抄』「注連 シリクヘナハ・シリクヘ・シメ。注連縄 同」、『名語記』「次、精進ノ所ニヒケル縄ヲシメトナヅク、如何。シメハ注連トカケル歟。又標モシメ歟。……淨穢ヲサカヒワタルスヂヲミスル也。又ハシリクヘトモナヅケタリ。縄ニヤウノ物ヲサゲタル也。又端土トカケル、コノ縄歟」、『日葡辞書』「Xime. l. ximenaua. シメ、または、シメナワ（注連、または注連縄）。イドロ (Idoro偶像) の前に張る縄也、ある紙やその他の物を吊り下げるあるもの。Ximeuo faru, l. fiqu. (注連を張る、または、引く)。」の縄を張りのばす」。

(9) 六種供具 六種供養（閑伽・塗香・華鬘・燒香・飲食・燈明）に用いる供物をさす。六種供養は六度（布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧）の表示ともされる。『行法肝要鈔』卷下「已上六種供養六波羅密也。檜尾金剛界次第口決云、檀水・戒塗・忍辱花・進焚・禪飲・般若燈。精進遍_レ六置_ニ中間_ニ」（大正七八・八九〇a）など参照。

(10) 自余の支分 支分とは、修法に必要な支具のたぐい。前出の「幣」「五色糸」「六種供具」、つづく「乳木」「芥子」以外の支具（壇木・五穀・粥・鈴・鉢杵など）にも個々に表示はあるが、ここでは省略される。『神代卷秘決』法条護摩品では、「八支・十二支・三十六枝々壇木・枝花・胡麻・芥子・五穀・粥・散香・焼香・燈明・闕伽・花・五瓶・大杓・小杓・五色繩・四厥・輪・四方四羊石・鈴腹・五古頭・三古・獨古」など「十二授物」について、それぞれ釈義を施す。

(11) 乳木とは、百八煩惱を焼き、百八十尊と成す義 乳木は、護摩を修するときに供養物として爐中にくべる木。乳木の支数には諸説あるが、「百八支木」は百八煩惱を表徴し、それを焼尽することで、金剛界曼荼羅成身会の百八尊を成するとされる。『行法肝要鈔』卷下「供物支分事……但乳木、百八支断_ニ百八煩惱、証_ニ百八三昧、成_ニ百八尊也」（大正七八・八九〇c）、『神代卷秘決』法条護摩品「八支者百八煩惱所表也」など参照。

(12) 芥子とは、結界の義か 芥子は護摩のときに十方に散じ加持して降魔結界とする。『行法肝要鈔』卷下「入護摩。先芥子加持事。芥子堅辛性有_ニ降伏用_ニ。仍添_ニ真言加持_ニ作_ニ降魔結界_ニ也。投_ニ三十方_ニ破_ニ十方魔軍_ニ也」（大正七八・八八九b）、『名語記』「次、僧ノ真言師ノ護摩スル時イル、ケシ如何。答、ケシ

ハ芥子トカケリ」など参照。

【解説】

第一七条③では、「神道与密教一致事」の一環として、スサノヲの退治譚および天岩戸譚などの神話を五段護摩の作法にあてはめた解釈を展開する。スサノヲが荒振神を退治し天つ神を招きおろす段を火天段として、以下、天児屋根尊による庭火焼きと神楽を部主段、天照の天岩戸出現を本尊段、闇夜に惑い岩戸前で神樂をなす諸神を天岩戸出現以前・以後に分別して世天段・諸尊段とする。つづいて、護摩で使用する諸支具（幣・五色糸・六種供具・乳木・芥子）をとりあげて解釈を示す。前段にひきつづき、護摩段の理解を神話の場面から捉え返す趣向である。

（原）

【第一七条④】

【本文】

問。南天鉄塔開、以芥子加持之云々。是、何義耶。

答。用彼芥子事、表一念之生起也。所以者何。此最初一念、非方円等形、非青黃等色。本来無体之上、而最少種子在之、又、無邊無量也。彼芥子又於諸種子中最小而數多。故擬用之。然而、最少又廣大無边际之故、以須弥入芥子、以芥子入須弥云々。此一念之心、般若智母而、互融自在義也。摧煩惱、生善法。又、降魔結

界義、尤勝哉。又、小杓、大日如來三摩耶形、輪円具足故、内有八輻輪形。大杓、金剛サタ、内有五古形〔或三古〕。其故、以大日智德、酌取衆生業煩惱之苦、与金薩、々々請取之、投呂中、燒尽忽顯法性義也。三度酌、貪等三毒燒義也。一壇建立之義相、皆顯國土之五大。又、五色者、連持大日如來命息、衆生五智一体不二成、界道結界云々。則、天兒屋根命、大中臣祓云、ヨロツノ罪ハラヒウシナヒヌト云ハ、五色界道結界義也。是又、阿鑊吽等之秘咒也〔口伝〕。開無明之岩戸、神出現給、其後、彼岩戸前引切注連、神再不可籠給、結界今五色也。軌云、以智火燒煩惱薪文云々。内外護摩事、能々可習修。若不覺知修此行者、徒費供具薪。同外道火法哉。能々可慎云々。鈴者鈴也。〔イ〕或口云、男サケテ以左振之〔鈴〕。從果向因也。又、下化衆生義。女アケテ以右振之〔鈴〕。從因至果也。又、上求菩提義也。五十鈴川有五十鈴者、此鈴表含五智德、五十者各具五智義也。如此、神道密教一致之故、於鎮座之所、修五壇法、供五行神、顯五智之德。速疾悉地、在之。此義通可得心云々。

〔校異〕（イ）鈴者鈴也—鈴者礼為也（蓬左）（口）五十鈴川—五十川（底本）／吉田・菊亭・清家にて改む

【訓讀・釈文】

問ふ。南天鉄塔を開くに、芥子を以て之を加持す（1）と云々。是、何の義か。

答ふ。彼の芥子を用ゆる事は、一念の生起を表すなり。所以はいかん。此の最初の一念は、方・円等の形に非ず、青・黄等の色に非ず（2）。本来無体の上に、而も最少の種子之在りて、又、無辺無量なり。彼の芥子も又諸の種子の中に於いて最小にして数多し。故に擬して之を用ゆ。然して、最少にして又広大無辺際の

故に、須弥を以て芥子に入り、芥子を以て須弥に入る（3）と云々。此の一念の心は、般若智の母にして、互融自在の義なり。煩惱を摧し、善法を生ず。又、降魔結界の義（4）、尤も勝れたるかな。又、小杓は、大日如来の三摩耶形なり。輪円具足の故に、内に八輻の輪形有り。大杓は、金剛薩埵、内に五古形〔或いは三古〕有り（5）。其の故に、大日の智徳を以て、衆生の業煩惱の苦を酌み取り、金薩は之を請ひ取りて、呂中に投げ、焼き尽して忽ちに法性を顯す義なり。三度の酌は、貪等三毒を焼く義なり（6）。一壇建立の義相、皆国土の五大を顯す。又、五色とは、連持大日如來の命息、衆生と五智と一体不二と成て、界道結界すと云々。則ち、天児屋根命、大中臣祓に云く（7）、ヨロヅノ罪ハラヒウシナヒヌト云ハ、五色界道結界の義（8）なり。是又、阿・鑊・吽等の秘咒なりと「口伝」（9）。無明の岩戸を開き、神出現し給ひて、其の後、彼岩戸の前に注連を引き切り、神再び籠り給うべからずとて、結界は今の五色なり。軌に云く（10）、智火を以て煩惱の薪を焼くと云々。内外の護摩の事（11）、能く能く習ひ修すべし。若し覺知せず此行を修すれば、徒らに供具・薪を費やさん。外道の火法（12）と同じきかな。能く能く慎むべしと云々。鈴は鈴なり。或は口に云く（13）、男はサゲテ左を以て之を振る〔鈴〕。從果向因なり。又、下化衆生の義なり。女はアゲテ右を以て之を振る〔鈴〕。從因至果なり。又、上求菩提の義なり。五十鈴川に五十鈴有り（14）とは、此の鈴は五智の徳を表含し、五十とは各々五智を具する義なり。此の如く、神道と密教一致の故に、鎮座の所に於いて、五壇法を修し、五行神に供し、五智の徳を顯す。速疾悉地、之在り。此の義に通ずと心得べしと云々。

【註】

(1) 南天鉄塔を開くに、芥子を以て之を加持す　大徳が芥子の実を打ち付けて、仏滅後數百年もの間閉ざされていた南天鉄塔の門を開いた、という説話に基づく。『金剛頂經義訣』卷上には「是時、此大徳持誦成就願_レ開_ニ此塔」、於_ニ七日中_ニ遼_レ塔念誦、以_ニ白芥子七粒_ニ打_ニ此塔門_ニ乃開」（大正三九・八〇八b）と見える。↓第五条・註（18）参照。

(2) 方・円等の形に非ず、青・黄等の色に非ず　方・円等は、円・三角・方・團・半月の五形のこと。青・黄等は、青黄赤白黒の五色のこと。最初の一念が、五形や五色などに收まらない、本来無辺のものであるという。『大日經疏』卷二十では、本尊の形として、字・印・形の三つをあげ、その中の「形」を説く箇所に、「印・形亦有_ニ二種。謂_ニ有形・無形_ニ也。形即是青・黄・赤・白等色、方・円・三角等形、屈・伸・坐・立及所住處之類也」（大正三九・七八三b）と、具体的な姿を持つ有形の本尊の説明として、本条と関連する説が見られる。

(3) 須弥を以て芥子に入り、芥子を以て須弥に入る　芥子は、形量が小さいため、諸經ではたびたび最小の比喩に用いられる。また、一世界の中心にある須弥山と対比され、解脱の融通無碍なることに喻えられる。『維摩經』卷中には「維摩詰言、唯舍利弗、諸仏菩薩有_ニ解脱_ニ名_ニ不可思議_ニ。若菩薩住_ニ是解脱者、以須弥之高廣_ニ芥子中_ニ無_レ所_ニ增減_ニ。須弥山王本相如_レ故。而四天王忉利諸天、不_レ覺_ニ不_レ知_ニ己之所_ニ入_ニ。唯應_レ度者乃見_ニ須弥入_ニ芥子中_ニ。是名_ニ住不思議解脱法門」（大正一四・五四六b）と見える。また『楞伽師資記』（唐代成立）に「芥子入_ニ須弥_ニ、須弥入_ニ芥子_ニ也」（大正八五・一二九〇c）と類似の表現が見ら

れる。

(4) 降魔結界の義 芥子は、実が堅く辛いことから、密教では降伏の相應物とみなし、降伏の修法に用いた。『大日經疏』卷八「凡息災護摩。先須作降伏法」。若所用真言中有降伏義者、直爾依レ本而誦。若無其義、則當依レ法增加。用芥子等降伏相應物、作一七遍或二七遍護摩」（大正三九・六六四a）b) 参照。また杲宝『護摩秘要抄』卷八には「法三金抄云」として、「即以其真言、取レ杵加持芥子投爐中及四方」。是辟邪意也」とあり、さらに「五年記云」として「次加持芥子七遍。投火及四方、為結界辟除」とあるなど、芥子を結界・辟邪に用いたことが述べられる。また、道範『行法肝要抄』下では「芥子堅辛性、有降伏用」。仍添真言加持作降魔結界也。投十方破三十万魔軍也。又龍猛菩薩呪白芥子打開鐵塔扉、入法界塔中、受金剛薩埵灌頂。今行者芥子加持、又打開十方法界塔婆。請諸佛聖衆證明聽許之觀、可レ作レ之」（大正七八・八八九b）と、芥子を降伏の義に用いる根拠を南天鉄塔説話に求めている。

(5) 小杓は、大日如来の三摩耶形なり。輪円具足の故に、内に八幅の輪形有り。大杓は、金剛薩埵、内に五古形〔或いは三古〕有り 小杓・大杓ともに護摩を焚く際に使用される。大杓は供物を炉中に注ぐのに用い、小杓は供物を大杓に移したり、直接炉中に注ぐのに用いられる。小杓の底には大日の三摩耶形である輪宝が刻まれ、大杓の底には、金剛薩埵の三摩耶形である五古杵が刻まれる（割注にあるように三古杵を刻むこともある）。また、杲宝『護摩秘要抄』卷六には「兼意同抄（※護摩抄）云、弘法大師云」として「小杓底有輪形。是大日三摩耶形也。大杓底有三股金剛。是金剛薩埵三摩耶形也。今酌小杓入大杓、表

下蒙^二大日教授「金剛薩埵修_中習真言行法^{上文}」と、小杓より大杓に供物を移すという作法が、大日（＝小杓）より金剛薩埵（＝大杓）への教授を現し、金剛薩埵はこれにより真言の行法を修めることができる、との説が見られる。

（6）三度の酌は、貪等三毒を焼く義なり 小杓から大杓に三度油をうつし、そこから炉火に注ぐという作法を意識した表現。本条では、油を火に注ぐことに三毒（貪・瞋・痴）がひとつずつ滅除されていくとされる。『阿婆縛抄』卷四十・火天壇「次舒^二大杓^一。打^二懸油器縁^一、以^二小杓^一酌^レ油、入^二大杓^一三^二反^一。即捨^二小杓^一、取^二大杓^一、誦^二火天明^一、入^二供火中^一〔自^二杓口^一入供^レ之、云々〕。如レ此三^二反^一。次捨^二大杓^一、以^二小杓^一三^二反^一入供^レ之、云々〕など参照。

（7）天児屋根命、大中臣祓に云く 天児屋根命は中臣氏の上祖神で、『日本書紀』では興台産靈の子、『古語拾遺』では神皇產靈神の子、とされるなど出自には諸説ある。『古事記』には明記されない。天岩戸の神事で祝詞（解除之太諄辭）を唱え、天孫降臨の際には五部神の一としてホノニニギに随伴した。『日本書紀』神代上「至^二於日神闇^一居于天石窟^也、諸神遣^二中臣連遠祖興台產靈児天児屋命^{而使^レ祈焉}。 （中略）是時天手力雄神侍^二磐戸側^一、則引開之者、日神之光滿^二於六合^一。故諸神大喜、即科^ニ素菱鳴尊千座置戸之解除^一、以^ニ手爪^一為^ニ吉爪棄物[、]以^ニ足爪^一為^ニ凶爪棄物^{。乃使^レ天児屋命、掌^ニ其解除之太諄辭^{而宣^上之焉}」など参照。「大中臣祓云」のくだりは中臣祓よりの取意文。天児屋根命は、日本書紀の記述を受け、中世では祓を司る神と考えられていた。『中臣祓訓解』には「蓋聞、中臣祓、天津祝太祝詞、伊奘諾尊之宣命也。天児屋根命之諄解也」と、中臣祓を、天児屋根命の諄解とする説を見ることができる。}

(8) 五色界道結界の義 前出。五色界道は、曼荼羅の各院の境界に描かれた五色の線、もしくは護摩壇のまわりに張られる五色の糸のことをいう。本条では界道と、天照大神を岩戸に籠もらせないために引かれた注連縄とを、同様のものと考へてある。→第一七条③・註(8) 参照。

(9) 阿・鑊・吽等の秘兜なりと「口伝」 中世における祓には、呪文として頻繁に真言が用いられた。天児屋根命に関するものとしては、伊勢神宮における祓の伝書『氏經卿記録』における「七種祓」などがあるが、「口伝」が具体的に何を指しているのかは、よくわからない。

(10) 軌に云く 「軌」は未詳だが、智慧の炎で煩惱の薪を焼くという比喩は、数多く見ることができる。『大日經疏』卷二十「故凡護摩義者、謂以慧火燒煩惱薪、令盡無餘之義也」(大正三九・七八二a)、『同』卷八「護摩是如來慧火、能燒業因緣生一切災橫」(大正三九・六六二b)、『同』卷八「今還以此為慧火之資。供養一切普門身、增益不思議勢力」。經(※涅槃經)云下煩惱為薪、智慧為火。以是因緣成涅槃飯、令諸弟子悉皆甘嗜」(大正三九・六六二c)など参照。

(11) 内外の護摩の事 内護摩は、自分自身を壇として、如來の智火をもつて煩惱の薪を焼く護摩法のことをいい、外護摩は、実際に壇をくみ、世火をもつて供物や乳木を焼く通常の護摩法をいう。『大日經疏』卷十五「應知、護摩有二種。一内、二外。所謂内外、分分即別也。護摩是燒義也。(中略)若能燒業者、名曰內護摩也。(中略)次次外護摩者、有其三種。一本尊、二真言、三印」(大正三九・七三四c)「五a)、『同』卷二十・世出世護摩法品第二十七之余「如是世護摩、說名為外事。復次内護摩滅除於業生。謂業生滅也。了知於末那、謂意也」(大正三九・七八二b)など参照。

(12) 外道の火法 『大日經疏』卷二十には「我昔未レ成ニ正覺ニ無レ所ニ曉知ニ。略說ニ如レ上四十四種火法ニ。廣則無量。如ニ韋陀典中具明。今成ニ正覺ニ復說ニ真慧之火十二種法ニ。所謂能成ニ大事ニ。除ニ盡ニ一切垢障之暗ニ而成ニ大事ニ、不レ同ニ往昔・邪道・非法之行ニ也」(大正三九・七八〇b)と、外道である婆羅門の四十四種の火法と、仏法の十二種の火法が挙げられている。

(13) 鈴は鈴なり。或は口に云く 或口は未詳。本条によれば、男が左手に鈴を持ち、下に向けて振ると「レイ」とよみ、女が右手に鈴を持ち、上に向けて振ると「スズ」とよむ、という。そして、前者が従果向因・下化衆生義、後者が従因至果・上求菩提義とされる。我宝(一三一七)『駄都秘決鈔』第四・振鈴事には「復次同時加持事。世俗之鈴以ニ右手ニ振レ之。其環即五也。各皆有レ鈴。世諦事々差別故、彼環及鈴各別也。以レ右向レ上振レ之、昇進等之義也。又無レ杵唯鈴許也。然勝義之鈴一子慈悲故、一環一鈴也。化他方便故、以ニ左手ニ向レ下振レ之也。爰右手五智杵十法界十真如等、本来不变自證円滿意也。故兩部總体三十七尊最初三摩耶形、發心即至之義也。左手鈴凡界應迹和光同塵之義、兩部諸尊果後作用也。故三十七尊最後三摩耶身、即是金剛鈴之體也。然以ニ鈴杵異時各別加ニ持之ニ、自証化他前後之義也」と、本条と類似の説が見られる。世俗の鈴が、本条でいう女の鈴の振り方、勝義の鈴が、本条でいう男のそれと合致することを考えると、本条の女の鈴は巫女、男の鈴は僧侶をイメージし、対比をしたものと推測される。「レイ」と「スズ」の違いは、密教法具である金剛鈴ガハと、神樂で用いられる鈴の違いを表しているのだろう。

(14) 五十鈴川に五十鈴有り 五十鈴川は、内宮宮域を北へ流れ、一見浦で伊勢湾に注ぐ川のこと。→第六条・註 (25) 参照。五十鈴川に五十鈴があるとの説は、『倭姫命世記』で「金鈴」が、また『御鎮座伝

記』で「大小之金鈴五十口」が、逆鉾などと共に上天より投げ降された、という説に基づく。慈遍『豊葦原神風和記』では、「此宝ハ夫天照太神天ノ宮ヨリツキノ宮處ノ為ニトテ、遙ニ投クタシ玉ヒシ天ノ逆戈、五十鈴ノ宝是也トナン。(中略)彼五十鈴ノ所ヨリ流タル川ヲハイスヽ川ト申セリ」と、金鈴五十口を五十鈴と解釈し、五十鈴川の地名起源譚として用いている。

【解説】

第一七条④では引き続き、護摩に使用する諸支具（芥子・杓・五色糸・鈴）の解釈が行われる。護摩作法と神々に関する議論を総括し、神道と密教は一致するのだから、神々の鎮座する場所で五壇法を修し、五行神を供養し、五智の徳を顯せば、速やかに悟りを得ることができるのだ、と結論づけられる。

（鈴木）

〔第一七条⑤〕

【本文】

問。上所云、四神由緒、如何。

答。鹿嶋降三世。熱田軍荼利。住吉大威徳。詢防金剛夜叉。今義不論本迹、只、一致之称也。一、諫防者、号南宮大明神。南宮者、指南州也。此神者、自法性一理示現給也。云南閻浮提之地主神。法性

神者、三世諸仏之法性理体也。然而、為利益衆生、為天照大神之荒御前、守護國土之神也。故、西宮坐、号浜南宮、到伊賀國号伊賀南宮、於美乃國名垂井南宮。是、隨在所御異名云々。今、号詢防^(口)、郡之名也。俊仁將軍、彼大明神奉契諾、対治惡事高丸。帰洛之時、留詢防郡給、近北海之故、守北狄誓給。既、南州惣地主御^(主)、雖不可限一方之守護、先一往之誓約也。問。或人云、詢防明神者、大神宮之草狩之神云々。然間、以鎌為神体云事、如何。答。鎌者、神体也。於此、重々有習。今義、一往之料簡歟。此鎌者、即、鉤召表義、招一切有情、令入法性所誓給之鉤形也。依之、江海鱗、山野獸、名賛奉膳之、此意也。加之、或經云、業深有情、雖放不生、故宿人中、同証仏果^(文)。深重悲願、經說無疑哉。是、不草狩之鎌事、分明也。問。於此社者、以祝為神体云々。其義如何。答。爾也。法性神者、無體無色也。而、依法樂、又、利益無尽也。崇我者、祝崇宣給、自衆生本覺之一理出テ、無尽反作還衆生可貴之義也。詢防秘記、委在之云々。

一、住吉事。彼神者、八葉蓮花之体、本有所縁之義、以法花示其体云々。依之、以葛木山、彼神同体習。本来不生之山、海底之印文也。又、天照大神一荒御前、守西戎給。於四神之中、宰風大神也。云内証、則、無量壽教令輪大威德是也。三業之中、以配語業、為歌道之祖神、守和國志磯嶋之道。口業息風者、則、緣自然本有之覺故哉。委有彼記、可見之。

〔校異〕 (イ) 金剛夜叉—金夜叉 (底本) / 蓬左・吉田・菊亭家・清家・宝菩提院により改む

(ロ) 詢防—詢■ (口+訪)

(底本) / 他と表記を統一した

【訓読・釋文】

問ふ。上に云ふ所、四神の由緒は、如何。

答ふ。鹿嶋降三世。熱田軍荼利。住吉大威徳。詢防金剛夜叉（1）。今之義は本述を論ぜず、只だ、一致の称なり。

一、諒防（2）は、南宮大明神と号す。南宮とは、南州を指すなり。此の神は、法性一理より示現し給ふなり。南閻浮提の地主神と云ふ。法性神（3）とは、三世諸仏の法性の理体なり。然して、衆生を利益せんが為に、天照大神の荒御前と為りて、国土を守護するの神なり。故に、西宮に坐しては、浜南宮と号し、伊賀国に到りては伊賀南宮と号し、美乃国に於ては垂井南宮と名づく（4）。是、在所に隨ひて御異名なりと云々。今の、詢防と号すは、郡の名なり。俊仁將軍（5）、彼の大明神と契諾し奉り、惡事高丸を対治す（6）。帰洛の時、詢防郡に留まり給ひて、北海に近きの故に、北狄を守らんと誓ひ給ふ。既に、南州惣地主にて御坐せば、一方の守護に限るべからずと雖も、先づ一往の誓約なり。問ふ。或人云く、詢防明神は、大神宮の草狩の神なりと云々。然る間、鎌を以て神体と為す（7）と云ふ事、如何。答ふ。鎌とは、神体なり。此に於いて、重々習有り。今之義は、一往の料簡か。此の鎌は、即ち、鉤召（8）の表義、一切有情を招き、法性に入らしめんと誓ひ給ふ所の鉤形なり。之に依りて、江海の鱗、山野の獸、貨（9）と名づけて之を膳へ奉る、此の意なり。加之、或る經に云く、業深有情、雖放不生、故宿人中、同証仏果（10）と云。深重の悲願、經説疑無きかな。是、草狩の鎌にあらざる事、分明なり。問ふ。此の社に於いて、祝を以て神体と為すと（11）云々。其の義は如何。答ふ。爾なり。法性神とは、無体無色なり。而して、法樂に依りて、又、利益無尽なり。我を崇むる者は、祝を崇めよと宣給ふは、衆生は本覺の一理より出でて無尽に変作して

還りて衆生を貴ぶべきの義なり。詢防秘記、委しくは之に在りと云々。

一、住吉（12）の事。彼神は、八葉蓮花の体、本有所縁の義、法花を以て其の体を示すと云々。之に依りて、葛木山（13）を以て、彼神の同体と習ふ。本来不生の山、海底の印文（14）なり。又、天照大神一の荒御前として、西戎を守り給ふ。四神の中に於いて、風大を宰る神なり。内証を云はば、則ち、無量寿教令輪大威德（15）是なり。三業の中には、以て諸業に配す。歌道の祖神と為し（16）、和国志磯嶋の道を守る。口業息風とは、則ち、自然本有の覚に縁る故なるかな。委しくは彼の記に有り、之を見るべし。

【註】

（1）鹿嶋降三世（金剛夜叉） 以下、本条前半部において五壇と重ね合わせて四神が四方に配置されたことを受け、その四神についての解説がなされる。なお、良遍の『日本書紀第二聞書』には「此国四大將軍之事」として「第一 諏訪明神 信濃國 所ノ名也。北向也。第二 住吉明神 津ノ國 所ノ名也。是西向也。第三 熱田宮 尾張國 是又、所ノ名也。南向也。第四 鹿嶋明神 是又、處名也。東向也」とある。

（2）諏訪 所在地は長野県諏訪郡。現在、祭神は建御名方神、八坂刀禰神とされ、上下二社からなり、上社には前宮と本宮が、下社には春宮と秋宮がある。一社で四ヶ所社殿があることからもわかるように、諏訪社は複雑な成立過程を辿り、祭神や、その配当、鎮座の位置、社殿などは時代により変遷があり、一定しない。ここでいう諏訪社がどのような形態をとっていたか、文中からはよくわからない。諏訪の祭神・鎮座については、宮地直一「諏訪神社の研究」を参照のこと。なお『平家物語（覚一本）』卷十一「志渡合戦」

には、「むかし神功皇后、新羅を攻め給ひし時、伊勢大神宮より、二神のあらみさきをさしそへさせ給ひけり。二神、御舟のともへに立ッて、新羅をやすく攻め落されぬ。帰朝の後一神は摂津国住吉のこほりにとゞまり給ふ。住吉の大明神の御事也。いま一神は、信濃國諏訪のこほりに跡を垂る。諏訪の大明神是也」と、神功皇后の新羅征討に際して、住吉と諏訪の二神が荒御前として伊勢神宮から遣わされた、という記事がみえる。

(3) 法性　この語は本書においてすでに何度も出てきているが、それとは別に諏訪大社に「諏訪法性」というよく知られた呼称があることが、諏訪と法性神を結びつける契機になつていて、諏訪が「法性」と呼ばれるようになった時期は明確ではないが、嘉禎三年（一二三七）の奥書を持つ『諸神勸請段』には「普賢文殊南宮法性大明神」の呼称が使われている。また久保田収「中世の諏訪大社」によれば、この呼称が使われたことが確実なのは鎌倉時代以後だという。

(4) 西宮に「垂井南宮」と名づく　「浜南宮」は摂津の広田神社の南宮、「伊賀南宮」は伊賀の敢国神社、「垂井南宮」は美濃の南宮神社を指す。多くの南宮のうちでも諏訪をその本宮とみなす考えについては、後白河法皇の撰とされる『梁塵秘抄』²⁶²には「南宮の本山は、信濃の国とぞ承る。さぞ申す、美濃の国には中の宮、伊賀の国には幼き。児の宮」とある。また文保元年（一二二七）に修訂を経た『諏訪上社物忌令』には「其後移_二吾朝_一給、接州滄海辺垂_レ跡、鎮_二韓西戎之逆浪_一、表_二西宮_一。又濃州高山麓和_レ光、守_二百王南面之宝祚_一誓玉。申_二南宮_一。終ト_二勝地於信濃諏訪方郡_一垂_レ跡給」とある。また久保田註（3）前掲論文も参照。

(5) 俊仁將軍　清家本と吉田文庫本は「利仁」に作る。通常、諏訪大明神が安部高丸の征伐に協力した

という説話では、明神が協力したのは坂上田村麿とされるものが多いが、ここでは俊仁将軍とされるのが眼を引く。田村麿・利仁両將軍を並列している記事としては、例えば『吾妻鏡』文治五年条には「是田村麿、利仁等將軍、奉_ニ綸命_ニ征_ニ夷之時、賊主惡路王並赤頭等、構塞_レ之岩屋也」とある。次の註（6）も参照。

（6）悪事高丸を対治す 『諏方大明神絵詞』（縁起中）には坂上田村麿が安部高丸の討伐に赴いた際に諏訪明神がこれに協力したという説話を載せている。より古いものでは宝治三年（一二四九）の「諏訪信重解状」にも見える。この説話は、三韓征伐への協力などと共に諏訪神の軍神としての性格を強く打ち出したものであり、また諏訪神と田村麿が狩猟について交わす問答は、諏訪の祭祀における生贊とその合理化にも深い関連を持つ。また註（10）も参照。

（7）鎌を以て神体と為す

諏訪神社の神器である薙鎌を指す。『諏方大明神絵詞』（祭第六）にも「九□薙鎌衆魔摧伏ノ利劍ナリ。爰ニ知ヌ、神明慈悲ノ畋獵ハ郡類濟度ノ方便ナリト云事ヲ」とある。「大神宮の草狩の神」との説の典拠は未詳。この鎌は御柱祭にも使用され、また各地の諏訪の末社では御神体とされることもしばしばであった。こうした点については千葉徳爾『狩猟伝承研究』第七章第三節を参照。

（8）鉤召

密教における四種護摩の一つで、善類を集めるためのもの。ここでは諏訪の勘文と並んで諏訪大社において動物を生贊としていたことを合理化するものとして用いられている。

（9）賃 宝菩提本は「贊」に作る。

（10）或る經に云く、業深有情、雖放不生、故宿人中、同証仏果

ここでは、經典からの引用のように扱われるが、通常は諏訪の勘文として知られる。鳥獸魚類などの有情は、野に放たれたとしても長くは生きら

れない哀れなものであり、ましてや悟ることなどできない。だから人間に食べられることで体内に入り、その人間が成仏することで同じく悟りを得ることができる、との意味に解される。早くは『渓嵐拾葉集』や『諏方上社物忌令』などに見られ、また『神道集』や狂言（『鹿狩』）などにも用例が見られる（なお、勘文の表記には、各書かなりの異同があるが、ここでは底本に従つた）。諏訪大社では生贊として魚や肉を捧げることが祭事における重要な要素のひとつであったが、殺生を伴う祭事は、年月の経過に伴い、批判的对象となることは避けられなかつた。本勘文は、こうした批判に対する反駁として、殺生への合理的な解釈を示す。例えば『諏方大明神絵詞』では「凡ソ当社生贊ノ事、浅智ノ義、殺生ノ罪去リ堅キニ似タリト云トモ、業深有情、雖放不生、故宿人身、同証仏果ノ神勅ヲウケ給レハ、実ニ慈悲深長ノ余リヨリ出テ、暫属結縁ノ方便ヲマウケ給ヘル事、神道ノ本懷、和光ノ深意、弥信心ヲモヨラス物也」と、浅智からは殺生の罪を離がたいように思えるが、実は諏訪の勘文を受けたことにより、動物を生贊とすることは、むしろ救済することにつながるのだ、との理解がなされている。本条でも同様に、生贊のために殺生を行うことは、動物を法性に入れるために行うのだ、として肯定する。なお、勘文の内容自体は、狩られる鳥獸魚類に対する引導の句とでもいうべきものだが、人間の肉食を肯定する根拠としても盛んに用いられた。勘文が「鹿食免」という護符に記され、これを所持することで人々の肉食を可能とする、いわば免罪符のような役割を担つたことは良く知られている。また、殺生・肉食に最も近い位置にいる狩猟民の間に広く浸透し、狩を行う際の呪文として用いられた。こうした風習は諏訪信仰の広まりと共に全国へ広まり、明治頃までは狩猟民の間で実際に唱えられていたことが指摘されている。詳しくは千葉註（7）前掲論文参照のこと。

(11) 祝を以て神体と為す　『諏訪大明神絵詞』（祭第一）に「我ニ於テ体ナシ、祝ヲ以テ体トスヌ神勅アリケリ」とある。諏訪大社では大祝が祭神と同一視され、生き神として崇められた。ここで注意すべきは金井典美・岡田威男らが既に指摘したように、「祝」が「法理」とかけられた表現であることで、このことは『神代卷私見聞』にも「一、坂方記文タラニト云一巻書有レ之。坂方無ニ神体ニ以レ祝為ニ神体ニ云々、祝ニ云字諏方ニテハ法理ト二字書也」とある。『私見聞』が引用する「記文タラニ」の文章は『坂波御記文』に見え、そこでは「坂波大王、甲午ニ限テ身ヲ隠ス、坂波ト甲午、印文ト同クシテ、一物三名ナリ。我カ印文ヲ能ク身心ニ持ツベシ。此ノ人ヲ得テ真ノ神体ト思ヒ、正法持國ノ法理ト定ムベシ」と、祝と神との同体が強調される。さらに「三業ノ作罪ヲ断チ尽スガ故ニ、此ノ蜜会ヲ三斎山ト名ク。此ノ山ハ靈鷲山ノ艮ヨリ生ゼリ。当ニ慈尊ノ法華ヲ説キタマヘルノ地ナリ。故ニ普賢身変山ト名ク。此ノ地ヲ踏ムモノヲハ、惡趣ニ墮トサジ。此地草木樹林ニ及ブマデ、皆是我力身分ノ所現ナリ」と、草木に至るまで全てが神の変化したものだとされる。本条の「衆生は本覺の（貴ぶべきの義なり」という考えは、法性神の変作という性格を諏訪神と重ね合わせたところに成立したものと言えよう。

(12) 住吉

所在地は大阪府大阪市。祭神は、表筒男命、中筒男命、底筒男命、息長足姫命。

(13) 葛木山

葛城山は葛城二十八宿などで知られるように、法華の峰とされる。そこから住吉と同体といふ説を導き出している。↓第九条・註（6）参照。

(14) 海底の印文

日本の国土が完成する前に、海底にあつたとされる。第六条・註（23）、第一一条・

註（6）を参照。こゝでは住吉神が航海安全に関わることも踏まえている可能性があるう。

(15) 無量寿教令輪大威德 教令は、教令輪身のこと。諸仏・菩薩の明王憤怒の相をいう。無量寿仏の教令輪身は大威徳明王とされ、西方に配される。

(16) 歌道の祖神 住吉神は古くから和歌との関連が深く、和歌三神といえば住吉神がその一に数えられることが多い。『万葉集』以来の和歌集や、住吉にて挙行された歌合に収められた、住吉神に關係ある和歌は文字通り枚挙に暇が無く、また『古今著聞集』等の説話集における、住吉神と和歌に関わる説話も非常に多い。さらに『住吉松葉大記』によれば、第三十九代「津守家中興之神主」とされる神主国基は「以_ニ倭歌_ニ鳴_ニ於_ニ世_ニ」と賞賛されているなど、住吉の神職から歌道に長じた人物が輩出されたことが知られている。

【解説】

第一七条⑤では、前半において五壇と四神を合わせて解釈したことを踏まえ、それらの諸社に対する説が、各神社の秘記類を取り込む形で展開される。このことは無論、中央の大日如来を天照大神と重ね合わせることを意味する。

まず諏訪に関して、南宮という呼称を挙げ、各地の南宮との関連を述べたうえで「隨在所異名」とする。次いで悪事高丸退治説話を背景に、王城の北方を守護する神であることを説く。さらに諏訪特有の神器である薙鎌を「鉤召」で以つて解釈し、有名な諏訪の勘文も結びつける。さらに諏訪の神体である「祝」を「衆生可貴之義」とする。住吉に関しては、葛木山と同体とし、西方守護の神とし、また和歌神としての性格を口業に配することで説明している。こうした解釈手法は本書撰者の立場を雄弁に物語ついている。
(清水)

〔第一七条⑥〕

〔本文〕

一、熱田事。彼神者、以宝劍為体云々。大和蔬尊ヤマトタケ、為東夷誅伐「時代未勘之」進発給、先、詣大神宮、御拝領之宝劍是也。仍無故対治給、御帰路、到尾張國〔口伝〕。宮造安置御、守南蛮給ヘトテ、奉祝置之神也。此神体之宝劍号八劍明神、所上載、出雲國八頭大蛇尾中之劍也。素盞烏尊、取之為宝劍。故号八劍云々。四金剛中、軍荼利也。

一、鹿嶋大明神者、劫初來降之神也。故一說云、彼処、号日本最初之嶋。下天御姿者、鐵鹿体御。鐵無明之性、鹿畜類之中愚癡モノナリ。表極無明之故、号法性神荒御前。鉄塔未開之時分、最初一念此神体故、云荒御前。於内証論之、荒神也。所謂降三世一体之称、防東夷給神也。委、春日記、別在之。香取・平岡等、一体御異名也云々。

〔訓読・釈文〕

一、熱田の事(1)。彼の神は、宝剣を以て体と為す(2)と云々。大和蔬尊(3)、東夷誅伐の為に「時代未だ之を勘へず」進発し給ひしに、先づ、大神宮に詣で、御拝領の宝劍是なり。仍りて故無く対治し給ひて、御帰路、尾張の国に到る〔口伝〕。宮造りし安置し御て、南蛮より守り給へとて、祝ひ置き奉るの神なり。此の

神体の宝剣を八剣明神⁽⁴⁾と号するは、上に載せる所⁽⁵⁾の、出雲国の八頭の大蛇の尾中の剣なり。素盞烏尊、之を取りて宝剣と為す。故に八剣と号すと云々。四金剛の中には、軍荼利なり⁽⁶⁾。

一、鹿嶋大明神⁽⁷⁾は、劫初来降の神なり⁽⁸⁾。故に一説に云く、彼處を日本最初の嶋と号す⁽⁹⁾。下天の御姿は、鉄の鹿体⁽¹⁰⁾にて御す。鉄は無明の性、鹿は畜類の中愚癡なるものなり⁽¹¹⁾。極無明を表すの故に、法性神の荒御前と号す。鉄塔未だ開かざるの時分、最初の一念此の神体なるが故に、荒御前と云ふ。内証に於いて之を論ぜば、荒神なり。所謂降三世⁽¹²⁾一体の称にして、東夷を防ぎ給ふ神なり。委しくは、春日の記⁽¹³⁾に、別して之在り。香取⁽¹⁴⁾・平岡⁽¹⁵⁾等、一体御異名なり⁽¹⁶⁾と云々。

【註】

(1) 热田の事 愛知県名古屋市にある热田神宮のこと。热田神宮は、三種の神器の一つである草薙剣||天叢雲剣を靈代としていることから、古来軍神として崇敬を集めてきた神社である。草薙剣||天叢雲剣及び三種神器については、次註及び第一七条①・註⁽⁸⁾を参照。

(2) 宝剣を以て体と為す 热田に関するもつとも古い縁起とされる『尾張国热田太神宮縁起』に、「正一位热田太神者、以『神劍』為『主』」とある。宝剣は、三種の神器の一つで、『日本書紀』『古語拾遺』には〈草薙劍〉とある。热田にこの宝剣が祀られた経緯は、『日本書紀』『古語拾遺』『倭姫命世記』などに記されており、热田の縁起類は、これらをベースにして発展したものと考えられる。久保田収「中世における热田社の崇敬」、阿部泰郎「热田宮の縁起—『とはづがたり』の縁起語りから」参照。また、三種の神器

については、第四条・註（1）、宝剣については、第一七条①・註（8）を参照。

(3) 大和蔬尊 蓬左・菊亭家・宝菩提院本は「日本武尊」につくる。その表記は、『日本書紀』では「小碓尊」、『日本童男』、『日本武皇子』、『古事記』では「倭建命」、「小碓命」、「倭建御子」などと様々であるが、本書（底本・清家・吉田本）では「蔬」字を当てる。「蔬」は食用となる草菜類のこと。また「ヤマトタケ」とルビが振られているが、日本武尊にはもう一つ、「ヤマトタケル」というよく知られた読みがある。これについて、岡部直裕「倭建命（日本武尊）—称号訓読考」では、「ヤマトタケ」の訓をとるのは「『日本紀私記』や『竟宴和歌』の訓み方に従つたもので」、「上代は「ヤマトタケル」と訓まれたであらうと断定して差し支えないであらう」と論じている。砂入恒夫「日本武尊伝説・系譜の編纂に関する試案」も参照のこと。

(4) 八剣明神 『神道集』「熱田大明神事」に「抑熱田大明神者、熱田八剣御在也」とあり、『神祇官』に「熱田大明神ハ八剣ノ大明神ト申ス」とみえる。また、『宝剣御事』には、「終尾張国熱田宮落付給所宮造、此八剣宮奉レ崇ケリ」とあって、剣が落ちたところに宮づくりをしたという話が述べられている。このような熱田と八剣との同体説は、熱田の軍神的性質を背景として生み出されたものであろう。原克昭「『神道集』「熱田大明神事」小考—特に本地説を中心として—」参照。

(5) 上に載せる所 第一七条①にみえる、素盞烏尊の大蛇退治譚を指す。

(6) 四金剛の中には、軍荼利なり 四金剛は、金剛界曼荼羅において、大日如来を中心に東西南北に配置されている四菩薩のこと。金剛手・金剛宝・金剛利・金剛葉叉の四菩薩で、忿怒形では降三世明王・軍荼

利明王・大威徳明王・金剛夜叉明王となり、順に東・南・西・北に配当される。軍荼利は、その内のひとつで、その姿は怒りを表しているとされており、インドではシヴァの異名ともされる。本条では、鹿嶋・熱田・住吉・諏訪を四金剛（四明王）に当てる説が記されている。

(7) 鹿嶋大明神 茨城県鹿島市にある鹿島神宮の祭神。鹿島神宮は、天照大神の命を奉じて、経津主神とともに天降った武甕槌神を祭神とする。その祭神の性格から武神として崇拜され、また、春日社の創祀にあたっては、春日社の第一殿に勧請されて祀られ、藤原氏の信仰を受けた。

(8) 劫初来降の神なり 劫初は、成劫の初め、すなわち世界の成立する当初の意。瓊瓈杵尊の降臨に先立つ、鹿嶋大明神＝武甕槌神の天降りを指す。『日本書紀』神代下には、武甕槌神と経津主神とが、天照大神の孫瓊瓈杵尊を葦原中津国に降臨させるに先立ち、葦原中津国の平定のために出雲国に降り、國譲りに成功したという神話がみえる。

(9) 彼処を日本最初の嶋と号す 典拠未詳。なお『鹿島問答』には、「此御神日本開闢神御座故也」と見える。

(10) 鉄の鹿体 鉄鹿は、『受十善戒經』に「第五盜報、生三鐵鹿地獄二受三鐵鹿形。有三百千頭、有三千手百千尾百千蹄甲百千重皮」。五百億鉄虎、百千億鉄師子、剥取其皮。一一皮間生無量鉄刺、猶如刀劍削骨徹レ體。苦病無量百千万歳、受苦無極。是名三第五偷盜果報」（大正二四・一〇二六a）と見える。同經典では、十善戒の内、不偷盜に対して、偷盜果報として十種の惡があると述べているが、その第五番目に当たるのが上記引用の文である。すなわち、偷盜を犯した第五番目の果報とは、鉄鹿の地獄に生ま

れ、百千の頭と、百千の手・尾・蹄甲、そして、百千重の皮を有する鉄鹿の形を受けて、百千億匹の鉄の虎と百千億匹の鉄の獅子にその皮を剥がれ、一つ一つの皮の間に無量の鉄の刺が出来、また、鋭い刀剣で骨を削り、髓を徹るような、苦しみを百千万歳の時まで受ける、と述べられている。ここでは、「鉄鹿」という地獄が想定されており、このことから、鉄及び鹿はネガティブなイメージとされていることが窺える。このような鉄・鹿に対するイメージはこれに続く文にも一貫している。これについては、次註参照。

(11) 鉄は無明の性、鹿は畜類の中愚痴なるものなり 未詳。第五条で「鉄塔、則ち無明の理体」と、鉄塔と無明を関連させていることからすれば、ここでいう鉄も、鉄塔と結びつけて考えられているか。第五条・註(18) 参照。一方、仏典では、愚者を動物に比喩することが多く、鹿に対しては、『中阿含經』卷五十六に、「五比丘、猶如_ニ野鹿為_レ纏所_ニ纏。當_レ知、彼隨_ニ猿師_一、自作_ニ猿師_一、墮_ニ猿師手_一、為_ニ猿師網_ニ纏、猿師來已、不_レ能_レ得_レ脱」(大正一・七七八a)とあり、鹿を愚痴なるものに喻えている。なお、第一五条①では、「牛は無明の惣體、三毒の標示なり」と述べ、牛を愚者、ないし愚痴なるものとしている。

(12) 降三世 五大明王のなかの降三世明王のこと。東に配置され、本書では、鹿嶋大明神と一体とされ、東夷を防ぐ神とする。↓註(6) 参照。

(13) 春日の記 典拠未詳。

(14) 香取 千葉県佐原市にある香取神宮のこと。経津主神を祭神とする。鹿島神宮とともに、藤原氏の氏神で、軍神として尊崇され、春日社の創祀にあたっては、その第二殿に勧請され祀られた。

(15) 平岡 大阪府東大阪市にある枚岡神社のこと。社伝によると、中臣氏の祖天種子命が、神武天皇の

命で祖神である天児屋根命を祀つたのが、その起源という。枚岡も、藤原氏の氏神として信仰され、春日社の創祀にあたつては、鹿島・香取の後、春日に勧請され、第三殿に祀られるようになった。

(16) 一体御異名なり 春日系の多くの文献には、当社の創祀の際に、鹿嶋・香取・平岡（枚岡）がともに、藤原氏の氏神として春日に勧請され、それぞれ第一、第二、第三の各殿に祀られていると記されている。ここでは、鹿嶋・香取・平岡（枚岡）が皆藤原氏の氏神という共通の神を祭つてることを指して、その名は異なつてゐるが一体であるとのことを述べていると思われる。

【解説】

第一七条⑥では、前の諏訪・住吉に引き続き、熱田と鹿島について述べる。まず熱田については、神体が宝剣であることを述べ、その宝剣が熱田に祀られるようになつた経緯を説明した後、熱田は、四金剛の中で南に配当される軍荼利明王に当たると記す。次に鹿島については、鹿島は、この世の初めに来降した神であり、その地は日本最初の島であると述べ、その姿は鉄の鹿だったという。また「鉄は無明の性」と述べているが、『神祇秘抄』には鉄塔と無明を関連づける記述がしばしば見えることから、南天の鉄塔と結びつけていることも考えられる。さらに、これは無明を表しているために、法性神の先駆けの神（荒御前）と称し、内証は荒神であり、四金剛の中の降三世であると説明する。本書においては「天照法性神」（第一二条②）のように、天照大神を法性神とする例は多く、ここに現れる（法性神）も天照大神を指すと見なしうる。本条⑤では、諏訪について「天照大神の荒御前」、住吉についても「天照大神一の荒御前」と記しており、同

様の発想にもとづいて、鹿島も天照大神の荒御前として位置づけたものである。諏訪・住吉・鹿島がそれぞれ天照大神の荒御前として位置づけられているのに対し、熱田に対してはそうした記述がないのは一見自然に思えるが、熱田の場合、素盞烏尊が八頭の大蛇から取り出した宝剣を祀つたという伝承が確固としていたために、天照大神の荒御前として位置づけることができなかつたのであろう。最後には、鹿島・香取・枚岡はその名は異なつてゐるが一体であると述べることで終わる。第一七条においては、鹿嶋・熱田・住吉・諏訪を四方に当てるだけで、伊勢の配当については直接言及してはいないが、伊勢（大日）を中心据え、その眷属としての鹿嶋・熱田・住吉・諏訪を四方に当てるだと考えられる。

（白）

〔第一八条〕

〔本文〕

大神宮宰両部事

問。於伊勢大神宮、宰両部義、如何。

答。内宮者、以^ミ字為神体。即、水也。現形神、五社^等土宮・風宮申、五行神也。又、五仏也。外宮者、以^{カニ}字為神体。即、火也。是又、五大神、各有鎮坐。凡、以内外宮両部分別義、無尽也。本来不二神之故、一往配尺、暫以種子、可知之云々。次、以五大宰五行之時、其空大如意宝珠。於内宮者、号荒祭宮。於外宮者、高御前云。詣此大神宮之輩、故於此二神、可祈念無相之所求云々。

【訓説・釈文】

大神宮は両部を宰る事（¹）

問ふ。伊勢大神宮に於いて、両部を宰るの義、如何。

答ふ。内宮は、^ミ字（²）を以て神体と為す。即ち、水なり。現形の神、五社坐す。土宮・風宮なんと申し、五行の神なり（³）。又、五仏なり（⁴）。外宮は、^{タケ}字（⁵）を以て神体と為す。即ち、火なり。是又、五大の神（⁶）、各鎮座有り。凡そ、内外宮を以て両部を分別するの義、無尽なり。本来不二の神の故に、一往の配尺なり、暫く種子を以て、之を知るべしと云々。次に、五大を以て五行を宰る時、其の空大は如意宝珠（⁷）なり。内宮に於いては、荒祭宮と号す。外宮に於いては、高の御前（⁸）と云ふ。此の大神宮に詣づるの輩、故に此の二神に於いて、無相の所求を祈念すべし（⁹）と云々。

【註】

（1）大神宮は両部を宰る事　序文の目録では「伊勢鎮坐宰両部事」とする。「宰る」は「ツカサドル」。
第一四条②・註（14）参照。

（2）^ミ字　金剛界大日如来の種子。智慧をあらわす。ここでは、内宮が金剛界に相当することを示す。第一五条①を参照。内宮と^ミ字の関係については、本条解説に譲る。

（3）五行の神なり　木・火・土・金・水の五行に神を配する例は、『豊葦原神風和記』上の天神七代事

に「謂ル國狹槌尊ハ水徳ノ始、豊斟尊ハ火徳ノ始、泥土煮尊、沙土煮尊ハ木徳ノ始、大戸道、大苦辺ハ金徳ノ始、面足、惶根ハ土徳ノ始」と天神七代のうち五代を五行にあてる。また同書・中の地神五代事には「此五代モ天神ト同ジク五行ノ徳ヲ顯シ給ヘリ、謂ル天照大神ハ地神之御形ニテ坐セハ、土ノ徳ヲ主リ給ヘリ、正哉吾勝尊ハ金ヲ主リ、皇御孫尊ハ木ヲ主リ、火々出見尊ハ火ヲ縁トシ、鶴草葺不合尊ハ水ヲ縁トシテ、各徳ヲ施シマシマス」と天照大神以下の地神五代を五行にあてる。『麗氣記』「天地麗氣記」冒頭にも「地神五葉者、現在四仏加_ニ增舍那_ニ為_ニ五仏、化成_ニ地五行神_ニ」とある。同様の例は『大和葛城宝山記』、『天地麗氣府錄』にもみえる。第一条・註(16)および第三条を参照。

(4) 五仏なり 金剛界曼荼羅においては、中央・東・南・西・北の順に、大日・阿閦・宝生・阿弥陀・不空成就の五如来が配され、胎藏界曼荼羅においては、順に、大日・宝幢・開敷華王・無量寿・天鼓雷音の五如来が配される。金胎両部でそれぞれ名は異なるが、同体の仏とされる。

(5) 丸字 胎藏界大日如來の種子。不生不滅であり万有の根源とされる。ここでは、外宮が胎藏界に相当することを示す。第一六条を参照。外宮と丸字の関係については、本条解説に譲る。

(6) 五大の神 『天地麗氣府錄』麗氣元始の条では、大毘盧舍那如來が無邊法界元神・虛無神・法界普門大日と称することが述べられ、続いて「地水火風空五大所成自性法身三昧耶形、本地法身法界塔婆常住妙氣本無象、混為_ニ天讓_レ日天狹霧、地禪_レ日地狹霧」とある。五大の各々に神を配する例は、『豊葦原神風和記』上に「天ノ八下ヨリ天ノ八十万魂マテ次第二地水火風空ノ五大也。此五大は五行ト同物ナリ。空ハ顕テハ木トナル。風ハ顕テハ金トナル。其外ノ地水火ノ三ハ其名同ケレハ可_レ知也」とある。『麗氣記』「降臨次

「第麗氣記」においては本条と同様に外宮と五大が関連付けられて、豊受皇大神の神璽本靈は五智円形の御靈鏡でありこれを如意宝珠というとして、続いて「水火風空四智御靈鏡／水円形土宮／火三角形角宮／風半月形風宮／空團円形多加社」と記される。「團円形」とはまるい形のことだが、それでは「円形」と区別がない。団の正字「團」に含まれる「專」は紡錘の意を持つので、團円形とは先が尖った球形を指すか。そうであるならば伝えられる如意宝珠の形と一致する。

(7) 如意宝珠 摩尼珠、摩尼宝珠。意のままに宝を出し、病苦を除き、悪禍を去らしめるという珠。如意輪觀音・馬頭觀音・地藏菩薩などの持物とされる。神祇信仰とも結びつき、その性格について多様な解釈がなされた。『天地麗氣府錄』には「生玉」、如意宝珠、謂「火珠」是也、心珠／魂魄死玉」、如意宝珠、謂「水珠」是也」とみえ、『麗氣記』「現圖麗氣記」には「天地日月二変水火円満摩訶摩尼珠、如々平等妙体也」とある。

(8) 高の御前 外宮第一の別宮である多賀宮。豊受大神の荒魂を祀る。『御鎮座本紀』には「依天照太神御託宣」、太神第一摂神多賀宮、「伊弉諾尊洗右眼」、因以生。名号「伊吹戸主神」也。即太神分身坐。故亦名曰「太神荒魂」也。」奉「傍止由氣宮」也」とあり、『麗氣記』「降臨次第麗氣記」では「多加社」として空大に配される。

(9) 無相の所求を祈念すべし 荒祭宮・高御前は空大に配されるので、この二社に參詣する折には、無相の所求を祈るべきである。第一三條①では、所望なく神に詣でることを説き、有相の所求を祈る人を愚癡の人としている。同条・註(7)を参照。

【解説】

第一八条では、内宮に五行に相当する五社、外宮に五大に相当する五社があると述べられる。しかし、内宮の正宮と荒祭宮・風日祈宮などの別宮を五行に配することは、それぞれの宮の立地関係から考えてただちには了解しがたい。外宮は正宮と多賀宮・土宮・月夜見宮・風宮のなどの距離も近いので、まず外宮の各宮に五大を配する見解が成立し、そこから喚起されるイメージを内宮にも適用したのではないかと思われる。

本条におけるもう一つの問題は、**ミ字**／**タケ字**がそれぞれ内宮／外宮、また水／火にあてられていることである。両部神道説では通例、『天照皇大神宮鎮座次第』に「天照皇大神 大悲胎藏界八葉中台、五仏四菩薩…」とあり、また『豊受太神鎮座次第』に「豊受皇大神 金剛界成身会、及一印会…」とあるように、阿字・胎藏界が内宮に、鑓字・金剛界が外宮にあてられることが多い。また、伊勢神道説では『神皇系図』天御中主尊の条に「元氣所化、水徳變成、為レ因<レ>果、而所<レ>露、名<二>天御水雲神」。任<二>水徳<二>亦名<二>御氣都神<二>。是水珠所成、即月珠是也。亦号<二>大葦原中津國主豊受皇神<二>也」とあるように水徳を外宮祭神である豊受神に付会し、火徳を掌る内宮と対比させる。ところが『神祇秘鈔』ではこれら諸説と逆の構造になつてゐる。単に本書の著者が取り違えただけであるとも考えられるが、第五条に「阿字とは、地を宰す」また第一七条①に「阿字は地大、即ち巖戸なり」とみられるように、阿字を地と強く結びつけてゐるので、これに対応して鑓字を天と結びつけ、鑓字—天—内宮、阿字—地—外宮という配当を探つたのではないだろうか。この点については第一九条解説を参照。

(林)

【第一九條】

【本文】

神以理智事三点為神之一德事

問。神以水為體、以火為體云々。其義如何。

答。水者、衆生之心水云々。火者、衆生一念之智用、阿字之理也。密教意、萬物悉自阿鑊字出生云々。以鑊字為父、以阿字為母。譬鑊水氣常降濕物。阿火氣鎮昇溫。此二氣上下和合之位、生長萬物。以和合不一位、為吽字。是則、理智冥合云々。約仏法者、法性理與般若智、二法和合位、号法身大日「口伝」。爰以、海之千波打岸、自然法爾之說法也。是又、以鑊字智水、常恒洗阿字理體。然問、地水不二之所、即、為神之一德。法爾灌頂之義相、留心可思之。

【校異】（イ）為一以（底本）／吉田・清家・蓬左・寶菩提・菊亭家にて改む　（ロ）為母ナシ（底本）／吉田・清家・蓬左・寶菩提・菊亭家にて改む　（ハ）湿温（底本）／蓬左・寶菩提にて改む

【訓讀・釋文】

神は理・智・事の三点を以て神の一徳と為す事（1）

問ふ。神、水を以て體と為し、火を以て體と為すと云々。其の義は如何。

答ふ。水は、衆生の心水なり（2）と云々。火は、衆生一念の智用にして、阿字の理なり。密教の意には、万物悉く阿・鑊字より出生すと云々。鑊字を以て父と為し、阿字を以て母と為す。譬へば鑊の水氣は常に降りて物を湿ほし、阿の火氣は鎮へに昇りて温む（3）がごとし。此の二氣の上下和合の位、万物を生長す。和合不二の位を以て、吽字と為す（4）。是則ち、理・智冥合すと云々。仏法に約せば、法性の理と般若の智と、二法和合の位を、法身大日と号す〔口伝〕。爰を以て、海の千波が岸を打つは、自然法爾の説法なり（5）。是又、鑊字の智水を以て、常恒に阿字の理体を洗ふ。然る間、地・水不二の所、即ち、神の一徳と為す（6）。法爾灌頂（7）の義相、心に留めて之を思ふべし。

【註】

（1）神は理・智・事の三点を以て神の一徳と為す事　序文の目録では「神以水火以為体事」とする。底本には「神以水火示不二事」と傍書あり。蓬左・宝菩提・菊亭家本は傍書なく、本文が「以水火示不二事、神以理智事三点為神之一徳事…」と続く。理・智・事とは、理が阿字、智が鑊字、事は吽字に相当するか。阿鑊吽の三つを並べる例は第一七条④にもみえる。天台密教では阿字が理胎、鑊字が智金、吽字が理智冥合の蘇悉地に対応するとされ、山王神道でも、阿・鑊・吽の三觀をもつて三惑を一念に超えることができるとして、この三字を重要視している。一方、東密では、理・智・事の三点に関して、理と智が和合すると、事点としての人体が生じるとして、この理・智・事三点具足の仏身を教主とするという教主論が、静遍や道範により提唱されている。これらについては、三崎良周「蘇悉地の源流と展開」、中村正文「禪林寺静遍の提

唱した教学について—特に教主論を中心として—」を参照。

(2) 衆生の心水なり 『即身成仏義』に「加持者表_三如來大悲与_三衆生信心」。仏日之影現_二衆生心水_一曰加。行者心水能感_二仏日_一名_レ持」とある。『麗氣記』「臨次第麗氣記」に「三果半月浮經者、葦葉形表也、法中云_二阿字_一、々々本有体波月也、月形波_二日月也、三日月与_二円満月_一水本性、々々水体者月心水也、心水者_二キ字_一月、円満月合宿際」とあり、また同書割注に「一切衆生心性蓮、住水中」とある。

(3) 鎔の水氣は常に降りて物を湿ほし、阿の火氣は鎮へに昇りて温む 二氣が交わることによつて世界が展開する様を描く。古くは『日本書紀』神代上・第三段に「乾坤之道、相參而化。所以、成_二此男女_一」と見え、『神皇寔錄』には「因以天氣下降、地氣上騰。天地和同、草木萌動」とある。第一〇条・註(3)参考照。

(4) 吻字と為す ここでは、上下和合・理智冥合の「事」を示す。本条註(1)参照。

(5) 海の千波が岸を打つは、自然法爾の説法なり 千波（鎧字の智水）が岸（阿字の理體）を洗うことが、あるがままのすがたで説法であること。『即身成仏義』には「阿字諸法本不生義者、即是地大。囁字離言謂_二之水大_一」とみえ、阿字が地大であることから「岸」に、鎧字が水大であることから「波」に喻えられたものであると考えられる。阿字の理體については、第一七条①に「神の居し給ふ所の巖戸は、阿字法然の理體」とある。風や波などの有様を法身説法であると見る思想については、大久保良峻『天台教学と本覚思想』を参照。

(6) 地・水不_二の所、即ち、神の一徳と為す 阿字（地）、鎧字（水）がどちらも大日如來を表わす種

子とされることから、本条で大日になぞらえられる一神は地・水の徳を併せ持つ。第一八条では、内外両宮が金胎両部に相当するとしながら「本来不二」の神の故に、一往の配尺なり、暫く種子を以て、之を知るべし」とあり、両宮が本来は不二であることが説かれている。

(7) 法爾灌頂 「海の千波が岸を打つ」ように、鏤字の智水が阿字の理体を洗う姿を灌頂になぞらえたものか。解説参照。

【解 説】

第一九条は、「密教の意は…」で始まる前半と「仏法に約せば…」から始まる後半に分けられる。前半は、鏤字／阿字をそれぞれ水／火、心水／智用、父／母、常降／鎮昇にあて、水火の二気が和合すること（理智冥合）を吽字にあてる。水を上、火を下に配し、水氣に降る働き、火氣に昇る働きを持たせ、二気の交流によつて万物が生長することを説いている。

後半では、法性の理・般若の智の二法和合の位が法身大日とされる。「自然法爾の説法」という表現は、「海の千波が岸を打つ」ことを自然法爾の姿ととらえ、それと大日如来の法身説法を重ねあわせることによつて生れたものであろう。また、波が岸を洗う様子を「灌頂」とみなし、先の「自然法爾」とあわせて「法爾灌頂」という表現が成立したものと考えられる。

(林)

〔第二一〇条〕

【本文】

天照神与大日本述事

問。或人云、神無本地云々。而今、以大日為天照神之本地云々。其義如何。

答。於法性神、都不可有本地也。上所載、自元氣生二果珠、為天地両盤、或因果、或日月、又理智也。名者依徳、々者顯名。故非本有所具之名字。或論云、名無得物之功、物無當名之實^文。此意也。云五蘊、云五根、皆仮名言也。以此義、大日者天照神之徳号故、全一体之上異名也。何論本述哉。然則、仏自一智對無邊之機、說法化導。本来非法自性、以機感所得名。各々法然而能說、全一体一理也。名之隨機說云々。風吹樹、波打岸、自然道理、法身說法也。於此位、何用建立哉。無名無体而、有体有響。大師云、五大皆有響。十界具言語。六塵悉文字。法身是實相^文。是又、自然本有之法性神所說也。思惟此義、可謝本述之迷者哉。

【訓説・釋文】

天照神と大日と本述の事（1）

問ふ。或る人云く（2）、神に本地無しと云々。而るに今、大日を以て天照神の本地と為すと云々。其の義如何。

答ふ。法性神に於いて、都て本地有るべからず。上に載せる所（3）、元氣自り二果の珠を生じ、天地の両盤、或いは因果、或いは日月、又、理智と為すなり。名は徳に依り、徳は名を顯す。故に本有具する所の名

字に非ず。或る論に云く（4）、名に得物の功無く、物に当名の実無しと^文。此の意なり。五蘊と云ひ、五根（5）と云ふは、皆仮名の言なり。此の義を以て、大日とは天照神の徳号の故に、全く一体の上の異名なり。何ぞ本迹を論ぜんや。然れば則ち、仏一智自り無辺の機に対して、説法化導す。本来法の自性に非ず、機の感ずるを以て名を得る所なり。各々法然として能説なるも、全く一体一理なり。之を隨機説と名づくと云々。風は樹を吹き、波は岸を打つ。自然の道理、法身説法なり（6）。此の位に於いて、何の建立を用んや。無名無体にして、有体有響なり。大師云く（7）、五大に皆響有り。十界に言語を具す。六塵悉く文字なり。法身是れ実相なりと^文。是又、自然本有の法性神説く所なり。此の義を思惟すれば、本迹の迷を謝る（8）べきものかな。

【註】

- (1) 天照神と大日と本迹の事　序文の目録表題では「天照神与大日本迹同異事」とする。
- (2) 或る人云く　典拠未詳。天照神に本地はないとする説は、既に第一二条に見える。本条では、答文中において「法性神に於いて、都て本地有るべからず」と法性神には本地がないことを述べている。第一条では、「天照大神は本覺の正神、周遍法界・無始無終の体なり。都て本地有るべからず」と見え、本覺神（法性神）である天照神は周遍法界・無始無終の体であるので本地が存在しないと説いている。→第一二条
③ 参照。
- (3) 上に載せる所　第二条の所説を指す。第二条では、神は無明無体であるが、強いて神の名体・力用

を論じると、『法華經』を名体とみなして法性常住の理をあらわし、般若を力用とみなして法爾不變の智をあらわすものであると説いている。また、第二条では、「是れ即ち、二果の宝珠なり。法には因果と顯れ、世界には日月と現る。人には両眼と為り、鎮まりて天地人の化用を彰す」と述べ、神の力用は二果・宝珠・因果・日月・人の両眼などの天地の様々なものを生じ、その作用による所化の存在が、神の「無名の名・無體の体」であると見える。→第二条・註（3）（6）（7）参照。

（4）或る論に云く　僧肇『肇論』不真空論第一「夫以レ名求レ物、物無ニ当名之実」。以レ物求レ名、名無ニ得物之功。物無ニ当名之実、非レ物也。名無ニ得物之功、非レ名也。是以名不レ当レ実、実不レ当レ名。名実無レ当、万物安在。」（大正四五・一五二c）からの略抄。右の文は、『莊子』在宥篇や知北遊篇に見える「物レ物者之非レ物也」（物に物としての存在を与えるのは、物そのものではない）という説に依拠して、万物が元来、仮のものであることを述べている。本条では、この説を引用し、天照神には本地が無いことを説明している。なお、『十住心論』第七には、「名無ニ得物之功。物無ニ応名之実」という本条の引用と同文が見えることから、『神祇秘鈔』は『十住心論』を孫引きしている可能性がある。塚本善隆『肇論研究』参照。

（5）五蘊と云ひ、五根と云ふ　五蘊とは色蘊・受蘊・想蘊・行蘊・識蘊の五つ。蘊とは集まりの意味。旧訳では五陰ともいう。五根とは、眼根・耳根・鼻根・舌根・身根の五つの対象を認識する器官をいう。

（6）風は樹を吹き、波は岸を打つ。自然の道理、法身説法なり　自然のはたらきがそのまま法身説法であるという説は、安然の『教時問答』において見え、特に卷三では、「五大響當体、是真言也。故真言人、直聞ニ風声・水音、即知ニ是法身声」。亦以悟入ニ阿字本不生理。若不レ知ニ此義、則非ニ頓悟之機。雖ニ聞ニ仏

音「於彼無^レ益」（大正七五・四四一a）として、風の声や水の音が法身の声であると述べている。安然の説は空海の『声字実相義』の説に依拠し、さらに展開させたものとなつていて、第一九条にも類似した表現が見える。→第一九条・註（5）。大久保良峻「五大院安然の法身説法思想」、同「日本天台における法身説法思想」参照。

(7) 大師云く 空海『声字実相義』からの引用。第一句の「五大に響き有り」とは、地・水・火・風・空の五大が動いて声響を生み出すので一切の音声は五大である意を著し、第二句「十界に言語を具す」とは、地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天・声聞・縁覚・菩薩・仏という十界にはそれぞれ言語があることを示している。また、第三句「六塵悉く文字なり」とは、六塵（色・声・香・味・触・法の六境）には各々に様々な相があり、文字となつていることを示し、第四句「法身は是れ実相なり」とは、以上の三句に挙げられた、五大・十界・六塵はいずれも法身であり、法身は法性、真如、実相であることを説いている。

(8) 謝る 蓬左文庫本の読みに順つて「さる」と訓ず。謝^さるとはしりぞけること。

【解説】

第二〇条では、天照神と大日如来の本迹関係について述べている。大日と天照神との一体説は、既に第二条や第一二条において述べられているが、本条前半部分では、主に第一二条で説かれる「神には本地が無い」という説と、「大日が天照神の本地である」という説の矛盾を解決している。ここでは、『肇論』の所説などを利用し、大日と天照神は「一体の上の異名」であるので、本迹関係を論じる必要は無い、と結論づ

けている。また、後半部分では、空海の『声字実相義』やそれに依拠して説かれた安然の教説に基づく法身説法説を取り上げ、説法も自然本有の法性身の説く所があるので、本述を問題とする必要はないと説く。

（林山）

〔第二二条①〕

【本文】

大神宮仕狐狼事

問。余社以巫女為仕人。今此大神宮、号狐狼有小女、仕神如何。「十五以前兒也。可有男女狐狼、而近來皆女子云々。」

答。末社儀式有巫女、侍昼夜為歌舞之態。如上云、今此法性神者、無念寂靜之智體、本不生之一理。故、巫女等無舞戲之儀。

重問。然者、彼狐狼者、其義如何。

答。秘口云。此狐狼者、梵天・帝尺二天、表奉仕法性神。

重問云。以狐狼表二天義、如何。

答。名天狐・地狐、擁護上下二神也。天狐者天照大神侍者、地狐者春日大明神侍者。此二神有天地。則、擁護本来不生一果之珠。亦、天狐為聖天、地狐為天、所被擁護之一果珠、名弁才天。彼此合体、為三果之宝

珠。是則、天之三光、面上之三日、身⁽¹⁾口意三業、約法三點也。又、以天地人、習三果寶珠、深秘也。又、一果各具三德之故、三々九也。彼九者、約人為九識、又、轉九品淨土也。胎名九尊、金名九會、兩部不二云蘇悉地。「又十八道。」又、十八善神也。悉是、法性神所反云々。密宗大事哉。或人云。天等者、天者法性神、等⁽²⁾、彼二神之名也。所謂天等者、一果三德之號哉。

重問云。二神事、如粗聞。以弁才天、為不二之寶珠義、如何。

答。弁才天者龍宮主、三世諸仏転法輪、利生化導之弁才也。然間、教法滅盡之剋、此弁才、帰納龍宮。又、後仏出世、彼法輪、弁才、自龍宮進梵天、令伝説化仏云々。依之、三世諸仏出世、說法一字不違云々。是則、色心不二之語業弁才。故云不二之寶珠。「息風即寶体事、更問云々。」

〔校異〕（イ）身口意一身口（底本）／蓬左・吉田・菊亭家・清家・宝菩提にて改む

【訓讀・釈文】

大神宮には狐狼の仕ふる事

問ふ。余の社には巫女⁽¹⁾を以て仕人と為す。今此の大神宮には、狐狼⁽¹⁾と号くる小女有りて、神に仕ふるは如何。「十五以前の児なり。男女の狐狼有るべきも⁽²⁾、近來は皆女子なりと云々。」

答ふ。末社⁽³⁾の儀式には巫女有りて、昼夜侍りて歌舞の態を為す。上に云ふ如く、今の此の法性神とは、無念寂靜の智体、本不生の一理なり。故に巫女等には舞戯の儀無し⁽⁴⁾。重て問ふ。然らば、彼の狐狼とは、其の義、如何。

答ふ。秘口に云ふ（5）。此の狐狼とは、梵天・帝釋二天、法性神に仕へ奉るを表す。重て問ひて云ふ。狐狼を以て二天の義を表すこと、如何。

答ふ。天狐・地狐（6）と名づく。上下を擁護する二神なり。天狐とは天照大神の侍者なり。地狐とは春日大明神の侍者なり。此二神、天地に有り（7）。則ち、本来不生一果の珠（8）を擁護す。亦、天狐は聖天（9）と為し、地狐は天（10）と為し、擁護せらるる所の一果の珠は、弁才天（11）と名づく。彼此合体して、三果の宝珠（12）と為す。是則ち、天の三光、面上の三目（13）、身口意の三業、法に約さば三点なり。又、天地人を以て、三果の宝珠と習ふ（14）、深秘なり。又、一果各三徳（15）を具すの故に、三々九なり。彼の九とは、人に約すれば九識（16）と為す。又、九品淨土に転ずるなり。胎には九尊（17）と名づけ、金には九会（18）と名づけ、両部不二を蘇悉地と云ふ。〔又十八道〕（19）。又、十八善神（20）なり。悉く是、法性神の変る所と云々。密宗の大事なる哉。或人の云ふ（21）。天等とは、天とは法性神、等と云ふは、彼の二神の名なり。所謂天等とは、一果三徳の号なる哉。

重ねて問ひて云ふ。二神の事、粗あら聞く如く、弁才天を以て、不二の宝珠と為す義、如何。

答ふ。弁才天とは龍宮の主、三世諸仏転法輪、利生化導の弁才なり。然る間、教法滅尽の剋（とき）、此の弁才、龍宮に帰納す。又、後仏出世に、彼の法輪を、弁才、龍宮より梵天に進め、化仏（22）に伝へ説かしむと云々。之に依り、三世の諸仏出世して、説法一字も違はずと云々。是則ち、色心不二の語業弁才（23）。故に不二の宝珠と云ふ。〔息風即ち宝体の事、更に問へと云々。〕

【註】

(1) 狐狼　内外両宮の正殿近くに齋居して神事に奉仕していた童女・童男グループ。「物忌の子等」といひ、その居所を子良館こらのたちといふ。『倭姫命世記』によれば、巡歴中の倭姫命を出迎えた童女が、倭姫命より天岩戸の鍵を賜り、清浄無垢な心身で天照大神に奉仕したのを由来とする。『止由氣宮儀式帳』によると、大物忌・御炊物忌・御塩焼物忌・菅栽物忌・根倉物忌の五つの職掌があり、毎日二度の神饌調進ヒサシタツジンをはじめ、三節祭の心御柱ハトモミツカラへの大御饌供進など最も神聖な神事に携わっていた。子等は「子良こら（子）」、筆頭の物忌（大物忌）は「大子良子おこらこ」と呼ばれて重んじられたが、規模は神宮の衰微とともに縮小して、中世には託宣や占い、祈祷なども行なうようになる。また、子良を「狐狼」「狐娘」「猴等」と表記する文献もあらわれる。

「狐」の文字を充てたのには、『倭姫命世記』が「調御倉神。宇賀能美多麻神。三狐神也」とするように、子良の職掌と不可分の御食津神を「三狐」と表記されるのと通じるだろう。また、『天照太神口決』や『鼻帰書』など両部神道書にみえる辰狐法との関連が想定される。「辰狐法」とは、御饌供進の時に子良が外宮御饌殿で修する作法である。『天照太神口決』によれば、「此一二ノ子良、朝夕ノ御饌ヲ取続備フル時、天照太神ノ秘法有ノ修行スルコト之」^一とあり、大和姫皇女より伝わる、御饌に法味を備える秘法であるという。また、『鼻帰書』では、「今ノ御即位ノ辰狐法、是天子ノ大事、当宮最初ヨリ今ニ至秘法也。毎日御饌ノ次ニ子良脩スル之法也」とし、神宮に伝わる辰狐法は「天照太神ヨリ昔ノ教ヨリ前ノ相伝也。印ノ様ナリト云ヘトモ印ニハ非ス、只此辰狐法ヲ帰依スル時ノ約束也、右手ヲ以テ左ノ肩ニ覆ヒ、左手ヲ以テ右ノ肩ヲ覆フ、次ニ下向テ右手頸ヲ上ニシテ左手頭ヲ下ニシテ合掌シテ中へ返、塔婆ノ印也、最初ニハ合掌スル也」という。両書によれば、後に弘法大師の伝授した真言と合わせて、即位の際

の辰狐法、すなわち四海領掌法となつたという。「狼」と子良の関連は不詳。子良については、山本ひろ子「聖なる者の光芒」—神宮の子良と子良館をめぐつて—等参照。

(2) 男女の狐狼有るべきも　物忌（子等）には元服前の男児も当てられていたが、『坂十仏參詣記』が「當宮には巫女なし。子良とて幼稚の乙女の、いまだ夫婦わざも知らぬが、御膳をそなふる器用にてめしつかはるゝ斗り也。神慮にかなひぬれば、二、三十迄も月事なし。眞鑑に背きぬれば、十一、一二よりさはる。されば則ち職を解す」と記すように、中世には、一般に初潮以前の童女の職とみられていた。しかし、本条では、狐・狼につづいて、梵天・帝釈、天狐・地狐、聖天・天という対で法性神への奉仕を論じており、狐狼すなわち子良も、本来は童男・童女一対であると見てよいようだ。『天照太神口決』でも「子ト者、此物ハ男女ヲ置ケリ、男ヲハ十五ヲ限リニ出ス、女ト姪欲ヲ行シテ自損スル故ニ、女ヲハ月ノ障リヲ限リ置」など記しておる、本条の「十五以前」は男児の退任を念頭に置いたものであろう。

(3) 末社　本社に付属する小社、えだみや。ここでは大神宮に付属する社をいうか。現在神宮では、神名帳記載の社を摂社、その他『皇太神宮儀式帳』記載のものを末社としているが、いつ頃からこのように区別していたかは未詳。『御鎮座伝記』『御鎮座次第記』は別宮クラスを「摂神」としている。

(4) 故に巫女等には舞戯の儀無し　『神祇秘鈔』では、法樂・神樂は権社・実社での方便であつて、大神宮は自受法樂の法性神であるから、法樂・神樂は不用であることを繰り返し論じている。→第一三条参照。
(5) 秘口に云ふ　典拠未詳。秘密の口伝。子良を梵天・帝釈に充てる説も未詳。梵天・帝釈については、
↓第一六条・註(4) (5) 参照。

(6) 天狐・地狐 一般に天狐とはいわゆる九尾の狐をいう。中国では、日月宮で九尾金色の天狐が使役されているという説（晋・葛洪『西陽雜俎』）、狐は歳を重ねるにつれて変化に長け、人間と交接し、千歳を経ると天と通じて天狐になる（『太平廣記』所引「玄中記」）という説が知られている。この説は日本でも『相應和尚伝』の染殿后を悩ました天狐（『古事談』では「天狗」、『今昔物語集』では「一の老狐」）や、玉藻前伝承などに引き継がれている。また、狐は人間の精気を奪つて丹を練り、その丹（珠）は愛敬に驗があると信じられていた。人に取り憑く妖魅と見られ、平安期より、麵で天狐・地狐・人形（三類型）を作つて焼く狐落としの呪法「六字經法」が行わっていた。伊勢神宮との関連では、『天照大神儀軌（宝志和尚伝）』に「本朝ニハ天照大神、冥道ニハ道祖神、魔軍道ニハ閻魔、鬼畜中ニハ天狐神」とある。『鼻帰書』は、以下の文で天狐と同体だという聖天について、「冥土ニハ閻魔王ト習」とする。また、「如レ此有ト云トモ、宗ノ骨目ヲ不レ知故ニ渡タリトハ不レ云也。知ス、此等ヨリ上代ハ只通アル獸中ニ是ヲ帰依シテ漏財増ス、依レ之当宮ニ辰狐ノ法ヲ以テ御饌、次ニ子良脩行ス、意上代約束ヲ不レ忘因縁也」と記し、仏法が伝来する以前、すでに靈獸が帰依しており、子良が御饌の時に修する辰狐法は、往古の靈獸の作法を繼承したものである、という。本条も天狐・地狐を妖魅ではなく靈獸と捉えており、辰狐法を念頭におきながら、狐を介して子良を梵天・帝釈に重ねることで、神宮とその神事の聖性を強調している。なお、「狐・狼」はここで「天狐・地狐」に変換され、以下「狼」については言及がない。ちなみに、近世の里神樂の演目として、豊作祈願の天狐・地狐の舞がある。

(7) 此二神、天地に有り 天照大神は天に、春日大明神は地に有るということ。そのため、天照大神の

侍者は天狐、春日大明神の侍者は地狐となる。ここに春日大明神に言及していることも、辰狐法と関係する。『天照太神口決』によれば、天照太神が春日大明神と現じ、さらに・天と現じて、藤原鎌足に伝えた大神の秘法が、即位の時に摂籠が天皇に授ける辰狐法（・天法）であるという。また、『鼻帰書』は、神宮方の辰狐法が身振り（印ノ様ナル物）だけなのに対して、東寺—摂関家に伝わる辰狐法（即位の秘法「四海領掌法」）は空海が真言を補填整備したものであるとして、「最初ニ唵ト云時、合掌シテ右ノ手ヲ左ノ肩ニカクル時ハダギニト云ヒ、左手ヲ右肩ニカクル時ハギヤチト云ヒ、左右ノ手上ニ左下ニシテ下ヘ向ル時キヤカト云、内ヘ返ス時ネイエイソワカト云」と記す。『溪嵐拾葉集』卷三十九にも即位灌頂の時の・天法の奉授について、鎌足の因縁に発する秘密であり、太神宮の高倉の岩屋においてもこの事があるとする。これらは、辰狐法によつて神宮の秘法と即位の秘法を結びつけ、神宮—摂関家—東密の一体であることを説こうとするものであり、本条は明らかにこれをふまえている。だが、本条は摂籠神話には興味を示さず、即位法への言及も無い。ここでの春日大明神は、天狐（梵天）が奉仕する天照大神に対して、地狐（帝釈）が奉仕する対象として置かれている。辰狐法については、山本ひろ子「異類と双身」等参照。

(8) 本来不生一果之珠 本不生の一理である法性神。天狐・地狐が天地それぞれで奉仕している二神は、ともに法性神、すなわち大神宮である、ということ

(9) 聖天 大聖歡喜天。大自在天の子であり、密教では大日如来の眷属として、両界曼荼羅の天部に配される。尊形は様々だが、日本では特に象形の夫婦双身像で、夫婦和合・安産・子育て・財宝の神として信仰された。一方でもろもろの障害をもたらす神、荒神ともされる。『鼻帰書』に「聖天ハ冥土ニハ閻魔王ト習、

天等ノ中ニハ聖天ト云ヒ、衆生ノ中ニハ俱生神ト習、仏ノ中ニハ提婆ト習ヒ、人中ニハ守屋ト習ヒ、神ノ中ニハ素戔嗚尊ト習フ、是皆聖天ノ所変也』とあるように、障礙の神である聖天は、素戔嗚尊や第六天魔王（『荒神縁起』）と同体とされ、これを宥める天照大神は十一面觀音の同体と考えられていた。聖天・荒神同体説と天照大神・十一面觀音同体説については、伊藤聰「中世神道説における天照大神—特に十一面觀音との同体説を巡つて—」参照。

(10) 天 茶枳尼天。元来、死体の心肝を食らう夜叉であつたダキニが、大黒天の眷属となつたもの。仏法を守護する鬼神として胎藏界曼荼羅の最外院に配され、別に閻魔天供に組み込まれて天部（・天・ダキニ天）に昇格し、さらに独尊化した。その過程で弁才天の性格や像容の影響があり、一二世紀末より狐と同一視されるようになる。東寺の鎮守神である稻荷社の本地だが、所願成就の靈験を期待する祈祷は、東密・台密両流で修された（『古今著聞集』「管弦歌舞」）。また『天照太神口決』の撰籤縁起によれば、天は鹿島—春日大明神の本地であり、天照大神との同体説もある。『渓嵐拾葉集』卷六十八には「天照大神閉籠天岩戸」之時者、現「野干身」給フ、最極最極」（大正七六・七三二-a）とあり、外宮高倉山の洞窟が天岩戸であり、野干（狐）を天照大神の変化身としている。

(11) 弁才天 元はインドの豊穣の女神で、梵天または帝釈天の妃。梵天は弁才天が発した言葉によつて創造したとする。音樂・弁舌の女神、學問・芸術の守護神として尊崇され、妙音天ともいう。形象は宝冠、唐服をまとい、十五童子が侍す。『金光明最勝王經』第七「大弁才天女品」により八臂で、あるいは胎藏界曼荼羅によつて二臂で琵琶を持つ。元来は菩薩像の隨侍像であったが、中世より独尊像としても崇められ、

財福神の性格から弁財天とも記され、日本では穀物神の宇賀神と習合し、頭上に人頭蛇身の老人像（宇賀神）を載せた像容の宇賀弁財天として信仰を集めた。伊勢神宮における弁才天については、『鼻帰書』に「此酒殿於外宮弁才天所居ト云、逆鉾ト云、御心柱其下白蛇指シテ弁才天ト云歟、此義尤謂可レ有」とあり、天逆鉾の垂迹である下宮酒殿を弁才天の居所、御心柱の下の白蛇を弁才天の変身とする説があつた。『坂十
仏參詣記』も「神体は水底に御座とかやぞ承る。是則龍宮也といへり」とあつて、弁才天を連想させる。『通海參詣記』にも「御殿もなくして、大地の底にをはしますよし申伝たり」とある。蛇形と宝珠を媒介にした、弁才天と宇賀弁財の二系統の弁財天の重ね合わせや、荒神や大黒天との連絡については、山本論文を参照。ここでは、弁舌の才と宝珠・龍蛇身をもつて、『法華經』提婆品の八歳の龍女と弁才天を同一視し、それによつて、本条後半の説を導き出していく。第二二条②を参照。

(12) 三果の宝珠 三弁宝珠に同じ。三個の如意宝珠が一体になつた形。『麗氣記』等に、火焔に包まれた三果の宝珠が蓮華座の上に載つた形を描く。また、三種神器図では、宝剣を三果宝珠上に立つた形で描くなど、中世の神道論書ではしばしば目にするモチーフである。ここでは、聖天・天・弁財天の三天が合体して「三果の宝珠」となるとする。なお、二果の宝珠については、前出第二条・註(6) 参照。

(13) 天の三光、面上の三目 前出。→第一〇条・註(7) 参照。

(14) 天地人を以て、三果の宝珠と習ふ 前出、聖天・天・弁財天が合体して「三果の宝珠」となるとした如く、天・地・人それぞれであつてしかも一体であるという、いわば宝珠をモデルにした三位一体説。本条では、梵天・帝釈・法性神、天狐・地狐・一果珠、聖天・天・弁財天、天上の三光、面上の三目、

身・口・意の三業と、この三位一体の論理が貫いている。

(15) 三徳 前出。第一一条・註(10) 参照。

(16) 九識 対象を識別する心のはたらき。唯識派の法相宗の説く八識（眼識・耳識・鼻識・舌識・身識・意識・末那識・阿頗耶識）に、天台宗・華厳宗など法性宗が、第九識の奄摩羅識を加えた九種類の識。

第九識は、垢の無い識（無垢識）であり、あらゆる現象を生み出す根源（真如）、諸法隨縁の相であり、故に三界一心であると考えられた。ここで九識に言及するのは、三果の宝珠がそれぞれ三徳を具して九徳（三×三＝九）となり、以下、九品淨土・九尊・九会、と「九」で展開する。

(17) 胎には九尊 胎藏界曼荼羅中台八葉院の九尊。大日如來・寶幢仏・開敷華王仏・無量壽仏・天鼓雷音仏・普賢菩薩・文殊菩薩・觀自在菩薩・彌勒菩薩。前出→第一六条・註(17) 参照。

(18) 金には九会 金剛界曼荼羅を構成する九等分の領域。成身会を中心にして、三昧耶会・微細会・供養会・四印会・一印会・理趣会・降三世会・降三世三昧耶会。

(19) 十八道 十八組の印と真言からなる「十八契印」に基づいて組織された修法をいう。行者の三業を清める莊嚴行法、世界を淨める結界法、本尊の道場を設ける莊嚴道場法、本尊を迎える勸請法、道場内外の障礙を除く結護法、本尊に供養する供養法からなる。胎藏の九尊と金剛界の九会を合わせて十八道とすることは、たとえば宥快の『十八道次第』に「十八道者、金界九会、胎藏九尊集、二九十八法也。是両部不二義也」と見える。すなわち十八道は両部不二の義を表す。胎金両部に対して、両部不二の位を蘇悉地（妙成就）といい、特に台密では別立させて胎金蘇の三部とする。蘇悉地法は内容的に十八道と共通する部分が多く

く、一般に蘇悉地は十八道であるとされる。また、四度加行の最初の十八道加行を十八道と略称することもあり、そのため十八道を蘇悉地法の略行とみなす考え方もある。いずれにしても、両部不二の蘇悉地（十八道）を立てるることは、本条の「三位一体説」によく合致して、都合がよいことは言うまでもない。なお、蘇悉地を胎金両部に対しても位置づけるかについては、東密と台密によつて違いがある。詳しくは、三崎良周「蘇悉地供養法と十八道」を参照のこと。

(20) 十八善神 大般若經を守護する十六善神、提頭頼宅善神（持國天）、毘盧勒叉善神（增長天）、摧伏毒害善神、増益善神、歡喜善神、除一切障難善神、拔除罪垢善神、吠室羅摩拏善神（多聞天）、能忍善神、離一切怖畏善神、毘盧博叉善神（廣目天）、攝伏諸魔善神、救護一切善神、獅子威猛善神、能救諸有善神、勇猛心地善神に、梵天・帝釈を加えていう。大般若会本尊はこれらを釈迦三尊あるいは、般若菩薩とともに描いたもの。

(21) 或る人の云ふ 未詳。

(22) 化仏 衆生を教化するために、仏菩薩が神通力によつて衆生の性質に応じた姿に変身した状態。仏の化身（三身）のうち應身。變化仏、應化仏ともいい、釈迦仏がその典型。ここでは下生した弥勒仏。

(23) 語業弁才 『鼻帰書』では、弁舌の才という共通点から、弁才天と龍樹の一体をいい、「山門乙護法ト云人來シテ、書写ノ上人乃皇慶阿闍梨ニ仕、童形ナル人是ヲ生身弁才天ト習也、是ヲ習時、弁才天ノ龍樹一体ナル事ヲ習合スル也」と記す。天竺の徳善大王の十五番目の王子である乙護法が智者に仕えるために日本に來ていたのに、龍樹が対面したところから、徳善大王・乙護法・龍樹・弁才天は一体異名であるとする。

【解説】

第二一条①は、大神宮をめぐって、狐・聖女（子良・天・弁才天・龍女）・宝珠からなるイメージの連鎖を紡ぎだしていく。まず、「子良」に「狐狼」の字を充てることで、大神宮にかしづく少女と聖獣としての狐を重ね、法性神を擁護する狐＝女神（・天）というイメージを導き、その化身である天狐・地狐が守護する宝珠という組み合わせから、宝珠を持す弁才天、すなわち三果宝珠を觀念して、法性神の所変たる天照大神と弁才天の同体説に発展する。そして、弁才天が水辺に坐す蛇体の女神であることから、海底で宝珠（法華経）を藏するの八才龍女（子良に同じく少女）に繋げ、この龍女こそ、仏説を過去・現在・未来にわたり、仏に一字も違わず護持する「語業弁才」であり、究極の宝珠（福德）をもたらす弁財に他ならないとする。つまりは天照大神であるということになる。

本条は『天照太神口訣』『鼻帰書』の即位法をめぐる説話（子良が修する秘法、辰狐法を介して、神宮・天皇・東寺の一体性を語る）と重なりつつも、東密系の即位法や藤原氏撰籬神話に対する関心は薄い。

（森）

【第二一条②】 【本文】

問云、爾者、弁才與龍宮一体義、如何。

答。珠者、有出生万宝之德。藏者、有隱万宝之能。而、隱時防諸魔之賊、出現起利生之慈悲云々。可思之。問。何故、彼珠有自在德耶。

答。諸仏及衆生、本来不生之一念、則彼珠也。此一念者、無体之體・無名之名也。而、生起二念、成無量之事業。報身智體哉。如此、本迹二門冥合、自然說法。以法花秘釈思之、釈尊說法之會座、八歲龍女、持來一果之寶珠、獻釈尊。仏、因之、說真實之妙理、為之法花本門。所獻之珠者、今弁才天也。則、釈尊本有之弁才轉法輪也。經、龍女持來寶珠也見。然而、諸仏菩薩、本来智體、萬德圓滿之根元也。世間依無比類、云無價珠。或值直三千大千世界^文云々。是又、吾神御体也〔口伝〕。

問。彼龍女者、年齒八歲云々。其義如何。

答。先、表八大龍宮并文殊八智。文殊則龍女也。法花、自一卷之文殊偈、至寶塔品、無文殊名字。至提婆品、乘千葉蓮花、引龍女詣靈山^見。爰以、仏、對二乘凡夫、以說權教、為迹門方便也。於此時分、文殊八智、隱而不現。以此位、入龍宮云也。如上云、龍宮藏者、有隱物之功云々。又、仏、對十地菩薩等、述示真實相之旨。依之、不生妙智、漸顯故、八智顯現。謂之、文殊、引龍女、自龍宮詣靈山云々。是、法花法門也。今、此龍女持來寶珠者、仏本來所具八智。法花八軸、表此義。暫依事法、所獻寶珠經說。理智冥合之故、成仏得道云々。故、以文殊、號釈尊九代祖師。以八智與所獻寶珠〔現形〕故也。密教意、金九会・胎九尊。九会之一印会、不二本來珠。胎九尊之中台、亦復如此。

次、龍女事、變成男子云々。女體者、十界表德門。成男者、不生法爾之體也。以顯不二德云成仏。又、無垢

世界者、以^テ字智水、洗無始塵勞、故離諸着相。以之、云無垢世界。南方者、又、宝珠方也。不空軌云、龍女得成無上覺、真言宗、最為殊勝^{文云々}。

〔校異〕（イ）答一ナシ（底本）／吉田・清家・蓬左・宝菩提にて改む

【訓讀・釈文】

問ひて云く、爾れば、弁才と龍宮と一体の義（1）、如何。

答ふ。珠とは、万宝を出生するの徳有り。藏とは、万宝を隠するの能有り。而して、隠るる時は諸魔の賊を防ぎ、出現しては利生の慈悲を起こすと云々。之を思ふべし。

問ふ。何の故に、彼の珠自在の徳有りや。

答ふ。諸仏及び衆生、本来不生の一念、則ち彼の珠なり。此の一念は、無体の体・無名の名（2）なり。而して、生起の二念（3）、無量の事業を成す。報身智体（4）なるかな。此の如く、本迹の二門冥合して、自然に説法す。法花の秘釈（5）を以て之を思ふに、釈尊説法の会座に、八歳の龍女、一果の宝珠を持ち来りて、釈尊に献ず。仏、之に因りて、真実の妙理を説き、之を法花の本門と為す。献する所の珠は、今の弁才天なり。則ち、釈尊本有の弁才転法輪なり（6）。經（7）には、龍女の持ち来たる宝珠なりと見えたり。然るに、諸仏菩薩、本来の智体、万徳円満の根元なり。世間に比類無きに依りて、無価の珠と云ふ。或いは価直三千大千世界と云々。是又、吾が神の御体なり〔口伝〕（8）。

問ふ。彼の龍女は、年歎八歳（9）と云々。其の義如何。

答ふ。先づ、八大龍宮并びに文殊の八智（10）を表す。文殊則ち龍女なり（11）。法花（12）には、一巻の文殊の偈より、宝塔品に至りて、文殊の名字無し。提婆品に至りて、千葉蓮花に乗り、龍女を引きて靈山に詣づ（13）と見えたり。爰を以て、仏、一乘凡夫に対して、權教を説くを以て、迹門方便と為すなり。此の時分に於いて、文殊の八智、隠れて現れず。此の位を以て、龍宮に入ると云うなり。上に云うが如く、龍宮の藏とは、隱物の功有りと云々。又、仏、十地の菩薩等に対して、真実相の旨を述示す。之に依りて、不生の妙智、漸く顯ずる故に、八智顯現す。之を謂ふに、文殊、龍女を引きて、龍宮より靈山に詣づと云々。是、法花の法門なり。今、此の龍女の持て来たる宝珠とは、仏の本来具する所の八智なり。法花の八軸、此の義を表するなり（14）。暫く事法に依りて、献する所の宝珠と經に説けり。理智の冥合の故に、成仏得道すと云々。故に、文殊を以て、釈尊九代の祖師と号す（15）。八智と献する所の宝珠「現形」とを以ての故なり。密教の意ならば、金の九会・胎の九尊なり。九会の一印会は、不二本来の珠なり。胎の九尊の中台も、亦た復た此の如し。

次に、龍女の事、変じて男子と成ると云々。女体とは、十界に徳を表する門なり。男と成るとは、不生法爾の体なり。不二の徳を顯ずるを以て成仏と云ふ。又、無垢世界（16）とは、ま字の智水を以て、無始塵勞を洗ひ、故に諸の着相を離る。之を以て、無垢世界と云ふ。南方とは、又、宝珠の方なり。不空の軌に云く、龍女の無上覺を成ずるを得るは、真言宗、最も殊勝と為す（17）と云々。

(1) 弁才と龍宮と一体の義　弁才と龍女・龍神とを一体とする説は諸説ある。『渓嵐拾葉集』卷百八の、「龍女・弁才天一体事」(大正七六・八六三c)には、「龍女如意輪觀音也。弁才本地又如意輪也。此尊三身習云事アリ。南方宝生尊法身。如意輪觀音報身。龍女応身云也。此三身共如意寶珠ヲ以テ為ス三摩耶形ト。此宝珠境智冥合体也」と記される。

(2) 無体の体・無名の名　形や名も表さない真如のこと。宝珠を本来不生の一念とし、それ自体形も名ももたない真如であるという。第二条に、「二果の宝珠なり。……皆是れ、神の力用、無体の体・無名の名なり」とある。第二条・註(7) 参照。

(3) 生起の二念　生起の二念は、不生の一念が、それ自体形や名も表さない真如であるのに対し、あらゆる働きを生じさせ、様々なものを生み出すもの。「生起二念」はまた「二念生起」とも記され、第一条には、「実冥と法性の二神は、不生一念の上にして暫く善惡の相、各別の故に、其の性然も一致して二念生起す」と見える。一念が二念を生み出すことは、『老子』第四十二章「道生」一、一生二、二生三、三生万物として、一が二を生むとする一節が想起される。

(4) 報身智体　報身は、法・報・応の三身の一つ。智体とは、本体としての智慧。智慧そのもののこと。本条では、無体・無名の本来不生の一念を法身理体とし、それに対し、無量の働きをして様々なものを生み出す生起の二念を、報身智体としている。

(5) 法花の秘釈　何らかの注釈書の介在を思わせるが、具体的には未詳。以下、『法華經』提婆達多品に説く龍女成仏の話を踏まえて述べられる。釈迦が説法する靈鷲山の会座に、文殊菩薩が現れる。文殊は、

龍宮で法華經を説いて化度し、八歳の龍女が悟つたことを述べる。智積菩薩の抱いた疑問に、文殊が答えてみると、実際に龍女が現れ、釈迦を礼拝、讚歎した。続いて舍利弗が、女人の五障を述べて、龍女の成仏を否定すると、それを聞いた龍女は、身につけていた宝珠を釈迦に渡した。そして、皆の前で姿を男子に変え、菩薩となつて南方の無垢世界に行き、仏の特相を具えて人々に法を説いた。龍女成仏を疑う者たちに、成仏の様を実際に見せた、という話である。

(6) 爪尊本有の弁才転法輪なり 第二一条①の最後、「弁才天とは龍宮の主、三世諸仏転法輪、利生化導の弁才なり」等の記述を踏まえた表現。『法華經』提婆品で、文殊が龍女を「弁才無礙」と評したことから、龍女が釈迦に献じた宝珠がその弁才であるとし、釈迦が弁舌（言葉）によつて衆生に教えを説いたことに重ね合わせて、「弁才転法輪」であると論じている。

(7) 経 『法華經』提婆品の取意。「爾時、龍女有^ニ一宝珠、価直三千大千世界。持以上^レ仏、仏即受^レ之」（大正九・三五c）という文に基づく。

(8) 口伝 神の御体を宝珠とするという口伝。具体的に指すものは未詳。第二条には、「天照神は、：一果の宝珠なり」と見える。

(9) 年齒八歳 齒の字は、齢の略字。蓬左・清家・吉田本は、年始につくる。龍女は八歳で成仏する。『法華經』提婆品に、「婆羅龍王、女、年始^{メテ}八歳^{アリ}」（大正九・三五b）とある。

(10) 文殊の八智 既出。第一五条②に「八日晨朝得法とは、文殊の八智を得るを表す」と見える。第一五条②・註（6）参照。『覺禪抄』六字文殊法には、「八髻^ハ文殊^ハ八智也。是^レ胎藏^ハ八葉尊也」、『同』八

字文殊法には、「八仏^ハ文殊^ノ八智也。……八智^ノ尊^ハ胎藏八葉九尊也。即チ八大童子也」とある。

(11) 文殊則ち龍女なり 文殊を龍女とする説は不詳。但し『首楞嚴三昧經』卷下に、「過去久遠無量無辺不可思議阿僧祇劫。爾時有^レ仏、号^ニ龍種上如來應供正遍知明行足善逝世間解無上士調御丈夫天人師仏世尊^ニ」(大正一五・六四四a)とあり、『法華義疏』卷一にも、「又文殊具^ニ三千仏」。過去世為^ニ龍種尊仏^ニ現在世為^ニ摩尼宝積仏^ニ」(大正三四・四六三b)とある如く、久遠の昔、文殊が「龍種」であつたとする記事は散見する。また、『渢風拾葉集』卷二十九には、「提婆品^ニ文殊^ト龍女、不思義^ノ深義^ヲ說事。有^レ由者」(大正七六・六〇〇c)と見える。

(12) 法花 『法華經』では、第一巻の序品(大正九・二c)で、釈迦が説法する前に無量義處三昧に入り、数々の奇瑞が起きた時、疑問に思つた会衆が文殊に理由を尋ねる。そこで「文殊師利」の名が登場するが、それ以降提婆品に至るまで、文殊菩薩は登場しない。

(13) 提婆品に至りて 『法華經』提婆品では、文殊が靈鷲山に現れる時、「爾の時に、千葉の蓮華の大きさ車輪の如くなるに坐し、俱に来たれる菩薩も亦た宝蓮華に坐して、大海の娑竭羅龍宮より、自然に踊出して」と記される。文殊が座つているのが千葉蓮華である。『法華經』では、「龍女を引きて」とは記されないが、龍宮で説法していた文殊が靈鷲山へやつてくることと、龍女が釈迦の前に現れることから、文殊が一緒に連れてきたと解釈しているのである。

(14) 法花の八軸、此の義を表するなり 『鷲林拾葉鈔』など天台系の『法華經』の注釈書類では、法華八軸を、八葉蓮華や、八分肉団、八教一念に譬える場合が多いが、法華の八軸を、八智に譬える説は未詳。

(15) 文殊を以て、釈尊九代の祖師と号す。『渓風拾葉集』卷四十四には、「文殊者三世覺母諸師範故^ニ、釈迦^{ニハ}九代^{ニハ}祖師也。弥陀^{ニハ}三昧智母也」（大正七六・六四四b）とある。また同じく『渓風拾葉集』卷二十二に、高野の鉄塔の下から掘り出した剣について、「總^{シテ}劍者、過去七仏^ノ智也。又^ハ釈尊九代^ノ祖師也。文殊^ノ三形^カ故也」（大正七六・五七八b）と記す。

(16) 無垢世界 南方無垢世界。煩惱の無い世界。『法華經』提婆品では、龍女は無垢世界に成仏した。

(17) 不空の軌^ノ殊勝と為す 「不空の軌」とは、不空訳『成就妙法蓮華經觀王瑜伽觀智儀軌』に、「提婆達多授^ニ『仮記』、龍女得^レ成^レ『無上覺』」（大正一九・五九四b）とあるによる。但し、「真言宗、最も殊勝と為す」の箇所は、『觀智儀軌』など、不空訳の諸書には見られない。例えば、信証『住心決疑抄』の「瑜伽觀智儀軌中云、龍女得^レ成^レ『無上覺』故、故真言宗最為^ニ殊勝」（大正七七・五一五c～五一六a）とする記述に近い。東密では、信証の如く、『觀智儀軌』の句に基づき、龍女成仏を最も殊勝とするのである。

【解説】

第二一条②後半は、三つの問答から構成される。第一の問答は、前の問答に続き、弁才天と龍宮の関係を論じる。弁才天を珠、弁才天を迎える龍宮を納める蔵とする。珠は万物を生み出す徳を、蔵は万物を隠す能を持つとする。弁才天は、隠れている時は諸々の魔を防ぎ、出現しては、利生の慈悲を起こすが、隠しておく場としての龍宮と、そこを出入りする弁才天と、本質的には一体のものであるとする。

第二の問答は、宝珠が万物を生み出す「如意」の珠であることについてである。答としては、まず、如意

宝珠が、真如の法身理体であり、同時に、様々に働き万物を生み出す報身智体であることを述べ、これを本迹の二門と考え、本迹が冥合して、自然に説法する（働き出す）とする。『法華經』の秘釈を用い、龍女が釈迦に宝珠を渡したことによって、釈迦が真実の妙理を説いたとし、その宝珠を弁才天とする。釈迦の本有の弁才（教法を説くこと）は、諸仏菩薩にとつては、本来の智体、すべての徳の根源である。つまり宝珠は万物の根源であるという答えとなる。

第三の問答は、龍女が八歳であつたことについての意味を問う。答えとして、「八」の意味を色々と検討する。八大龍宮であり、文殊の八智を表したものだとする。「文殊の八智」から文殊の話に移る。まず、文殊は龍女だとする。『法華經』で、序品以来登場しない文殊が、提婆品に入り、龍女を引き連れて共に靈山に登場することから、文殊と龍女は同体とする。仏が二乗の凡夫に權教を説く迹門方便の段では、まだ文殊の八智は隠れて現れない。その状態を、龍宮の蔵に納めておく（隠しておく）とする。一方、仏が十地の菩薩に對して真実相を説く場合は、不生の妙智が顯われ、八智も顯現する。この状態が、『法華經』における、文殊が龍女を連れて龍宮より靈山に詣じた、という場面であり、法華の法門である。宝珠は、仏が本来有している八智で、『法華經』八軸は八智を表し、事法において、仏に獻じられた宝珠として具体的に経に説かれたのである。理と智とが冥合し、成仏得道する、とする。

さらに八から九へ問題を展開させ、文殊を釈尊九代の祖師とし、九とは、八智と宝珠の一を加えた数だとし、密教の意ならば、金剛界の九会、胎藏界の九尊という。金剛界の九会の一印会も、胎藏界の九尊の中台も、不二本来の珠、つまり宝珠であるとする。

続いて、变成男子についても述べる。女体は十界に徳を表する門で、男と成るのは不生法爾の体であり、不二の徳を顯ずることが成仏である。無垢世界は、ま字の智水を以て、煩惱を洗い落とし、諸の執着を離れる。不空の儀軌を引用し、龍女が成仏することが、真言宗では、最も重要なことを述べて結ぶ。

宝珠を核として、弁才・龍女の一体から始め、文殊に話を移し、さらに龍女成仏・变成男子に展開させつつ、本迹二門冥合、理智冥合など、根源の智（真如）とその働きの不二を核としつつ、宝珠とは何か、論じている。

（渡辺）

〔第二二条〕

【本文】

大師与天照神一体事

弘法大師与天照一体事。大師曰、国名日本、主号天照神。我是、遍照金剛也云々。明知、高祖并天照一体所變也。就御入定等、有深秘。更問之。

以前条々、只拳梗概。不遑毛挙。以一知十而已。

三卷了。

此書者、或僧〔号俊融〕所記也云々。

〔校異〕（イ）主号—主云（底本）／蓬左・吉田・菊亭・清家・宝菩提院により改む

【訓讀・釈文】

大師と天照神と一体の事（1）

弘法大師と天照と一体の事。大師曰く（2）、國を日本と名づけ、主を天照神と号す。我は是、遍照金剛なり（3）と云々。明らかに知んぬ、高祖并びに天照は一体の所変なり。御入定等に就きて、深秘有り。更に之を問へ。

以前の条々、只だ梗概を擧ぐ。毛挙に遑非ず。一を以て十を知るのみ（4）。

三巻了んぬ。

此の書は、或る僧〔俊融（5）と号す〕記する所なりと云々。

【註】

（1）大師と天照神との一体の事　序文の目録表題では「天照神与大師一体事」とする。

（2）大師曰く　典拠未詳。空海と天照神の一体説は、成尊の『真言付法纂要抄』の「抑於贍部州八万

四千聚落之中^一。准陽谷内感^ニ秘密教^事見レ上。又昔威光菩薩〔摩利支天即大日化身也〕常居^ニ日宮^一。除^ニ阿修羅王難^一。今遍照金剛、鎮住^ニ日城^一。增^ニ金輪聖王福^一。神号^ニ天照尊^一。刹名^ニ大日本國^一乎。自然之理。立^ニ自然名^一。誠職^ニ此之由^ニ矣。是故南天鐵塔雖^レ近、全包^ニ法界心殿^一、東乘陽谷雖^レ鄙、皆是大種姓人。明知、大日如來加持力之所^レ致也。豈凡愚所^レ識乎^一（大正七七・四二一 b c）という所説が初見とされ、この説は後の両部神道説の展開の過程においてしばしば引用されることとなつた。しかし、『真言付法纂要抄』では、空海と天照神の一体説については明確に示されていない。右の説述を根拠として、一体説を明示しているのは、道範の『初心頓覺抄』である。『初心頓覺抄』には、「小野僧正^ノ詞^{ニハ}、神^{ヲハ}号^シ天照大神^ト、國^{ヲハ}名^{ニカ}大日本國^ト、祖師^{ヲハ}遍照金剛^ト言^{ハセリ}。此^ノ遍照^ト者根本大日遍照^トテ大日^ノ御名也。大日遍照^ト申^モ天照大神^ト申^モ只^一仏^ノ異名也」と本条に見られる説に近似した文言が見える。伊藤聰「天照大神・空海同体説を巡つて—特に三宝院流を中心として—」参照。

(3) 御入定等に就いて、深秘有り ここで深秘と述べている入定説については、本条で具体的にその内容が説かれていないが、『神性東通記』や『大神宮本地』などに見える高宮入定説を指すと考えられる。高宮入定説とは、空海が高野山奥の院の入定所より飛来して、外宮高宮下の坂に神となつて降臨したという伝承である。高宮とは、豊受大神の荒鬼を祭る別宮のこと。『神性東通記』と『大神宮本地』の二書に見える高宮入定説の梗概を挙げてみると以下の通り。空海は入定するにあたつて、堅恵法師に秘伝を記した巻物を伝授した。空海の入定後、奥の院の廟に納める儀式の際に、三十二神が現れ、空海を連れ去つた。そこで空海の行方を尋ねると神託があり、多賀社（高宮）の下部坂に神鏡として顯れたということが判明した、とい

う。本条では、空海と天照神との一体説をさらに裏付けるため、空海が外宮の地に顯現したという高宮入定説を深秘の説として暗示している。門屋温・伊藤聰「空海高宮入定説話関係資料について—その翻刻と紹介—」、伊藤聰「天照大神・空海同体説を巡つて—特に三宝院流を中心として—」 参照。

(4) 一を以て十を知るのみ 底本では「以一知十而已」となつてゐるが、蓬左文庫本・宝菩提院本では「以一知十而已」乗凡夫以説權教破損所也」となつてゐる。

(5) 俊融 蓬左文庫本は著者を淳祐とするが、底本および吉田文庫本では俊融の著とされる。蓬左文庫本の淳祐は平安中期に活躍した真言宗の学僧である石山内供淳祐（八九〇～九五三）を指す。後者の俊融については生没年等未詳。

【解説】

『神祇秘鈔』の最終条である本条では、弘法大師と天照神の同体説について簡潔に述べ、さらに同体説に関連して、弘法大師の高宮入定説を深秘の説として挙げている。

また、本条には、最終条として『神祇秘鈔』全体の結語があり、これまで『神祇秘鈔』において述べてきた二十二条は、ただ梗概を挙げ列ねてあるものであることを述べている。

(林山)

【引用テキスト】

- 『神宮方井神仏一致抄』（吉田文庫本）　『覚禅抄』『阿婆縛抄』（大日本仏教全書）　『日本書紀』『神皇正統記』『古今著聞集』（日本古典文学大系）　『古今和歌集頼阿序注』（『中世古今集注釈書解題（二）』）　『古今和歌集序注』（京都大学国語国文資料叢書『古今集註』）　『旧事本紀玄義』『熱田宮秘祝見聞』『御鎮座伝記』『古老口実伝』『麗氣聞書』『中臣祓訓解』『倭姫命世記』『豊葦原神風和記』『諸神勸請段』『諷方上社物忌令』『諷方大明神絵詞』『尾張國熱田太神宮縁起』『宝劍御事』『神道集』『天地麗氣府錄』『御鎮座本紀』『神皇系図』『神皇実錄』『皇太神宮儀式帳』『止由氣宮儀式帳』『天照太神口決』『鼻帰書』『宝基本記』『御鎮座次第記』（神道大系）　『神宝図形神秘書』（牟禮仁帖・村雨篇）　『延慶本平家物語』（勉誠出版）　『秘藏記』『即身成仏義』『声字実相義』（定本弘法大師全集）　『護摩秘要抄』『駄都秘決鈔』『十八道次第安』『初心頓覺抄』（真言宗全書）　『神祇譜伝図記』（神道資料叢刊）　『神代卷秘決』（続神道大系）　『天地靈覚秘書』『天照皇太神儀軌』（天照大神儀軌）　『神性東通記』（真福寺善本叢刊）　『山海經』（『山海經注証』中国社会科学出版社）　『梁書』（中華書局）　『類聚名義抄』（天理図書館善本叢書）　『伊呂波字類抄』（風間書房）　『名語記』（勉誠社）　『日葡辞書』（岩波書店）　『和名類聚抄』（臨川書店）　『江談抄』（古本系江談抄注解）　『平家物語（覚一本）』　『梁塵秘抄』『古事談』『今昔物語集』（新日本古典文学大系）　『諷訪信重解状』（諷訪史料叢書）　『吾妻鏡』『延喜式』（新訂増補国史大系）　『諷訪御記文』（山地純一『阪波御記文』について）　『金沢文庫研究』三〇九所收　『住吉松葉大記』（大阪市史史料六十三編）　『神祇官』（伊藤正義・統・熱田の深秘－資料『神祇官』一）　『人文研究』三四所收　『唯一神道名法要集』『大和葛城宝山記』（日本思想大系）　『破邪顯正義』（鹿島問答）（浄土宗全書）　『伊勢太神宮參詣記』（坂十弘參詣記）　『太神宮參詣記』（通海參詣記）（大神宮叢書）　『相応和尚伝』（群書類從）　『西陽雜俎』（四庫全書）　『太平廣記』（中華書局）　『老子』『莊子』（新訳漢文大系）　『大神宮本地』（門屋温・伊藤聰「空海高宮入定説話関係資料について－その翻刻と紹介－」『論叢アジアの文化と思想』二所收）

【参考文献】

- ・阿部泰郎「日本紀と説話」（『説話の場－唱道・注釈－』勉誠社、一九九二年）
- ・阿部泰郎「熱田宮の縁起－『とはすがたり』の縁起語りから－」（『国文学解釈と鑑賞』六三一一二、一九九八年）
- ・阿部泰郎・伊藤聰・原克昭・松尾恒一『仁和寺資料【神道篇】神道灌頂印信』（『名古屋大学比較人文学研究年報』第二集、

一〇〇〇年)

・伊藤聰「天照大神・空海同体説を巡つて—特に三宝院流を中心として—」(『東洋の思想と宗教』一二、一九九五年)

・伊藤聰「中世神道説における天照大神—特に十一面觀音との同体説を巡つて—」『アマテラス神話の変身譜』(森話社、一九九六年)

・伊藤正義「熱田の神祕—中世日本紀私注—」(『人文研究』三一、一九八〇年)

・伊藤正義「続・熱田の神祕—資料『神祇官』—」(『人文研究』三四、一九八二年)

・彌永信美『觀音變容譜』(法藏館、二〇〇二年)

・上田靈城『真言密教事相概説—諸尊法・灌頂部—「下」』(同朋舎出版、一九九〇年)

・内田康一「劍巻」をめぐつて(『軍記と語り物』三五、一九九九年)

・大久保良峻「五大院安然の法身説法思想」(『印度学仏教学研究』三五一、一九八六年)

・大久保良峻「天台教學と本覺思想」(法藏館、一九九八年)

・大久保良峻「日本天台における法身説法思想」『台密教學の研究』(法藏館、二〇〇四年)

・岡部直裕「倭建命(日本武尊)——称号訓讀考」(『神道史研究』一七一、一九六九年)

・門屋温・伊藤聰「空海高宮入定説話関係資料について—その翻刻と紹介—」(『論叢アジアの文化と思想』二、一九九三年)

・門屋温「両部神道試論—鼻帰書の成立をめぐつて—」(『東洋の思想と宗教』一〇、一九九三年)

・門屋温「神器・神宝」考—神道圖像學の試み—(『日本学研究』五、二〇〇二年)

・金井典美・岡田威男「金沢文庫の古書「源波御記文」について—御射山新資料—」(『金沢文庫研究』一三一八、一九六七年)

・木下密運「中世の地鎮・鎮壇」(『古代研究』二八／二九、一九八四年)

・久保田収「中世における熱田社の崇敬」(『神道史研究』七一六、一九五九年)

・久保田収「中世の諫訪大社」(『神道史研究』二三一五／六、一九七五年)

・黒田日出男「龍の棲む日本」(岩波新書、二〇〇三年)

・砂入恒夫「日本武尊伝説・系譜の編纂に関する試案」(『歴史評論』一九七三年三月号、一九七三年)

・田中貴子『『溪嵐拾葉集』の世界』(名古屋大学出版会、二〇〇三年)

- ・千葉徳爾『狩獵伝承研究』（風間書房、一九六九年）
- ・塚本善隆『鑒論研究』（法藏館、一九五五年）
- ・中村正文「禅林寺静遍の提唱した教学について—特に教主論を中心として—」（『高野山大学論叢』二六、一九九一年）
- ・中村禎里『狐の日本史—古代・中世編—』（日本エディタースクール、二〇〇一年）
- ・名波弘彰「南都本『平家物語』經正竹生島説と日吉社聖女宮の琵琶法師」（『文芸言語研究』文芸篇一一、一九八六年）
- ・西山克「金胎両部世界の旅人」『聖地の想像力』（法藏館、一九九八年）
- ・西脇哲夫「八岐大蛇神話の変容と中世芸能—多武峯延年風流と能「大蛇」—」（『國學院雑誌』八五一—一、一九八四年）
- ・萩原龍夫「鎌倉時代の神宮參詣記」『伊勢信仰I』（雄山閣、一九八五年）
- ・原克昭「熟田の縁起と伝承—「新羅沙門道行譚」をめぐる覚書—」（『国文学解釈と鑑賞』六〇—一二、一九九五年）
- ・原克昭「『神道集』「熟田大明神事」小考—特に本地説を中心として—」（『伝承文学研究』四六、一九九七年）
- ・三崎良周「蘇悉地の源流と展開—「蘇悉地供養法と十八道」』『台密の研究』（創文社、一九八八年）
- ・宮地直一「諏訪神社の研究」『宮地直一論集』第一卷・第二卷（桜楓社、一九八五年）
- ・森郁夫「古代の地鎮・鎮壇」（『古代研究』二八／二九、一九八四年）
- ・山地純「『厥波御記文』について—銚阿手沢本の復元」（『金沢文庫研究』三〇九、二〇〇二年）
- ・山本ひろ子「龍女の成仏」「異類と双身」「變成譜」（春秋社、一九九三年）
- ・山本ひろ子「宇賀神—異貌の弁才天女」「異神—中世日本の秘教的世界—」（平凡社、一九九九年）
- ・山本ひろ子「聖なる者の光芒—神宮の子良と子良館をめぐつて—」（『東西南北』、二〇〇五年）
- ・渡辺匡一「『神道集』と諏訪明神」（『むろまち』二、一九九三年）